

令和 6 年 6 月 1 3 日 開 会

令和 6 年 6 月 1 3 日 閉 会

令 和 6 年

第 2 回 定 例 会 会 議 録

小 豆 島 町 議 会

令和 6 年 第 2 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 6 9 号

令和 6 年 第 2 回小豆島町議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 6 年 6 月 5 日

小豆島町長 大 江 正 彦

記

1. 期 日 令和 6 年 6 月 1 3 日（木）

2. 場 所 小豆島町議会議場

開 会 令和 6 年 6 月 1 3 日（木曜日）午前 9 時 2 9 分

閉 会 令和 6 年 6 月 1 3 日（木曜日）午後 2 時 2 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏 名	6 月 1 3 日
1	大 下 淳	○
2	高 尾 豊 弘	○
3	河 井 修	○
4	川 井 茂	○
5	羽 田 満	○
6	塩 田 洋 介	○
7	高 橋 淳	○
8	中 川 光 秋	○
9	三 木 卓	○
10	中 松 和 彦	○
11	藤 本 傳 夫	○
12	安 井 信 之	○
13	鍋 谷 真 由 美	○
14	谷 康 男	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日
町 長	大 江 正 彦	○
副 町 長	谷 本 静 香	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○
参事兼 総務課長	山 口 総一郎	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○
税 務 課 長	鎌 田 省 吾	○
住 民 生 活 課 長	小 野 努	○
健康づくり福祉課長	中 島 有 紀	○
高 齢 者 福 祉 課 長	古 郷 信 子	○
商 工 観 光 課 長	相 原 隆 幸	○
農 林 水 産 課 長	中 川 啓	○
オ リ ー プ 課 長	平 野 明 子	○
建 設 課 長	三 木 宜 紀	○
住 ま い 政 策 課 長	真 砂 智 規	○
会 計 管 理 者	藤 本 裕美子	○
介護保険施設事務長	長 町 耕 作	○
こ ども 教 育 課 長	古 郷 勉	○
生 涯 学 習 課 長	森 稔	○
教 育 施 設 課 長	守 山 和 利	○
総務課課長補佐	森 口 和 裕	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 森 貞 二
書 記 森上 有里子

議事日程

別 紙 の と お り

令和6年第2回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

令和6年6月13日（木）午前9時29分開議

- | | | |
|-----|----------------|---|
| 第1 | 会議録署名議員の指名について | |
| 第2 | 会期の決定について | |
| 第3 | 一般質問 | 8名 |
| 第4 | 報告第5号 | 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め、和解することについて) (町長提出) |
| 第5 | 報告第6号 | 令和5年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について (町長提出) |
| 第6 | 議案第39号 | 教育委員の任命につき同意を求めることについて (町長提出) |
| 第7 | 議案第40号 | 小豆島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について (町長提出) |
| 第8 | 議案第41号 | 小豆島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について (町長提出) |
| 第9 | 議案第42号 | 小豆島町防災行政無線施設（同報系）整備工事に係る工事請負契約について (町長提出) |
| 第10 | 議案第43号 | 北条地区更新住宅整備事業第2工区建設工事（主体建築工事）に係る工事請負契約について (町長提出) |
| 第11 | 議案第44号 | 北条地区更新住宅整備事業第2工区建設工事（電気設備工事）に係る工事請負契約について (町長提出) |
| 第12 | 議案第45号 | 北条地区更新住宅整備事業第2工区建設工事（機械設備工事）に係る工事請負契約について (町長提出) |
| 第13 | 議案第46号 | 坂手港周辺整備工事（外構工事）に係る工事請負契約について (町長提出) |
| 第14 | 議案第47号 | 小豆島町過疎地域持続的発展計画の変更について (町長提出) |

- 第 15 議案第 48 号 小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について (町長提出)
- 第 16 議案第 49 号 令和 6 年度小豆島町一般会計補正予算 (第 2 号) (町長提出)
- 第 17 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)
- 第 18 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)
- 第 19 閉会中の継続調査の申し出について (各特別委員長提出)

開会 午前9時29分

○議長（谷 康男君） 携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

なお、10月末までの間、クールビズを実施することとし、ネクタイ、上着の着用は自由とします。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴席では私語を慎み、また許可なく録音、撮影はできませんので、ご協力をお願いいたします。

本日は、何かとご多忙のところご参集いただきましてありがとうございます。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る6月5日開催の議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（大江正彦君） 本日、令和6年第2回小豆島町議会定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本定例会では、専決処分の報告1件、繰越計算書の報告1件、人事案件1件、条例案件2件、契約案件5件、補正予算の審議1件、その他案件2件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願いいたしまして、誠に簡単ではございますが、今期定例会開会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（谷 康男君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第2回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時31分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項がありますが、2月7日以降、6月4日までの主要事項に関する報告、監査委員からの例月出納検査の結果報告4件はお手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これにより日程に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規

則第125条の規定により、7番高橋淳議員、8番中川光秋議員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。が、配付しております日程表のとおり、本会議は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日1日と決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第3 一般質問

○議長（谷 康男君） 次、日程第3、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

なお、一般質問の時間を守っていただくために、10分前及び5分前に事務局長が札を出します。その後の時間配分に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

お断りを申し上げます。議会広報作成のため、事務局員が一般質問の間、質問議員の写真の撮影を行いますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。12番安井信之議員。

○12番（安井信之君） 私は、3点について町長のお考えを聞きたいと思います。

まず最初に、太陽光トラブルの条例制定をということで、鹿児島県伊佐市のメガソーラーで3月27日に発生した火災では、消防隊員4人が負傷し、鎮火に20時間以上を要しました。リチウムイオン電池を用いた装置が置かれた倉庫が火元で、感電などの危険があり、放水など一切の消火活動は行えなかったということで、倉庫近くには、破損すると有害物質が流出する危険もあるソーラーパネルがあり、太陽光発電所の安全管理に不安を残す結果となったという新聞報道がありました。

国立公園制定90周年を迎える我が町において、多くの太陽光発電施設が設置されています。管理がなされているもの、なされていないものが点在します。観光地として盛り上げていく施策を推進しようとする我が町としては、景観の面からしてもマイナスであると考えます。

そこで、数多くの自治体が条例制定に取り組んでおりますが、我が町でも取り組むべきだと考えますが、町長のお考えを伺います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 安井議員から、太陽光発電施設のトラブル防止や景観への配慮に向けた施策についてのご質問をいただきました。

ご指摘のとおり、町内でも太陽光発電施設のトラブルは過去にも起こっています。具体的に申しますと、平成25年に、寒霞溪に登っていく途中の道の横で大規模な太陽光パネルが設置される工事が進み、町から抗議を提出したという事例がありました。

太陽光発電施設の設置に関する規定がほとんどなかった状況を鑑み、香川県におきましては、香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインを平成31年3月に策定し、情勢に合わせ、改定を重ねながら現在も運用しているところです。

このガイドラインは、太陽光発電事業が地域と共生した事業となるよう、事前に災害発生リスクや地域への影響等を適正に把握し、地域の理解を得ながら太陽光発電施設を適正に設置、管理することを求めています。

また、森林法施行令の改正により、令和5年4月1日以降、0.5ヘクタール、5千平方メートルでございますけれども、これを超える林地開発については都道府県知事の許可が必要となっており、安井議員ご指摘の景観への配慮については、一定程度担保されている状況にあると考えております。

国の施策として、また県の方針として、カーボンニュートラルを推進している現状に規制をかけることは、カーボンニュートラルへのブレーキとして働いてしまうことも懸念されております。町としましては、カーボンニュートラルへの取り組みを推進していく必要がありますので、現状では、現行の県のガイドラインを活用し、事業者と協議を進めていくことを考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 旧の池の坊跡地はきれいに管理されととこだと思っております。

私は、室生の人から聞いたんですけど、室生から城山というか、池田のほうに上がってくる途中であるところに関してはどなたとんやというふうなことを聞きます。全然管理ができていないところだと思っております。以前、伐採みたいない感じがあったと思うんですが、すぐ大きく木が生えてきて、どんな管理しとんやというふうな感じをしております。住民の人からも、自治会の会長なりに、業者に言うていったらどうやというふうなこ

とも言われとったように思います。

そういうところで、ある程度の管理をしてもらわなかったら、一遍、何ぞ災害が起きたら、どうしようもないような、取り返しのつかないような形になってくるのではないかなと思っておりませんが、その辺は県のガイドラインというだけのもんでいくのか。

最近、中国のほうで作られているソーラーパネルにしたら、有害物質がパネル自体に使われている。また、人権を無視したような形での強制労働で作られているというふうなことで、欧米諸国などは中国の部分を除くというふうなこともありますんで、その辺、両てんびんにかけながらやっていく必要性はあるのかなと思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野 努君） その施設が生活環境に悪影響を及ぼすような場合でありましたら、適正に管理するように事業者に求めていきたいと考えておりますけれども、今言われてる場所につきましては、もともと山であったのかなと思うんですけれども、そこを伐採して太陽光パネルを設置して今、私も見てますけれども、周りに木が生えてるような状況なのかなと思っていますけれども、それが今、たちまち生活環境に悪影響を及ぼしているかどうかというのは、なかなか判断が難しいところもあるかと思いますので、県のガイドラインを事業者には遵守していただくように強く求めていくことは思いますけれども、その太陽光パネルが生活環境に悪影響があるような場合には、こちらに言うてきていただいたら、現場も確認させていただいて、事業者にきちんと管理するように言っていこうとは思っております。

それと、あと中国製の太陽光パネルのことにつきましては、私もよく存じ上げておりませんので、答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 私が言っとるところは、5千平米を超えるようなところじゃないというふうなことで、多分、県のガイドラインからも外れてくるところかなと思っております。

住民生活に影響が出たらというふうなことです、出る前の予防というふうな形で条例なりも考えていく必要性はあるのかなと思っています。その設置業者に対して、年に何回かの分で清掃というか、災害が起こるようなものを払拭するような活動をやってもらわなかったら、地元がどういうふうに言うていったってあかんというふうに思いますんで、一つの歯止めというふうな形で条例の制定というふうなことをやってもらえたらなと思いま

すが、いかがですか。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野 努君） 議員ご指摘のとおり、全国各地で条例制定されておりまして、調べましたら、全国で276自治体で太陽光発電設備の規制に関する条例が公布されているようです。

しかしながら、先ほど町長の答弁もありましたように、香川県においては、香川県地域脱炭素ロードマップを策定して取り組みを進めているところであります。規制するだけではなくて、観光の面とか環境の面とか生活環境、あらゆるところに配慮した取り組みを進めていながら脱炭素社会の実現に取り組んでいきたいと思っておりますので、条例制定につきましては、香川県についても、今のところ制定するつもりはないと伺っておりますし、県内の自治体も、どこもまだ制定していない状況でありますので、県内で足並みをそろえて県と一緒に検討していきたいと思っておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） ある程度の歯止めというふうな部分、規模的にいうたら、県の規模から外れてくるところに関しては、その拘束的な部分についてはないものですから、その辺をきちんと管理してもらおうというふうなことでお願いしたら、あすこの施設の設置業者なりは分かると思いますんで、一度、こういうふうな話が議会で出たんやというふうなことをお伝え願えたらというふうに思います。

次に、サイクリングコースの管理はというふうなことで、県道橘大角坂手港線で、サイクリングコースとして選定された道路の管理ができていないのを目の当たりにしました。県道であります、サイクリングコースの選定には県も関わっていたと考えます。観光資源を維持管理するのが大事だと考えますが、町長の考えをお伺いします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 安井議員から、サイクリングルートの維持管理についてのご質問をいただきました。

香川県内のサイクリングルートは、現在、公益社団法人香川県観光協会が発行しておりますサイクリングマップでは、小豆島をはじめ、西讃・中讃・高松・東讃の5つの地域でルートの紹介をしております。

このサイクリングルートは、近年のサイクリング人気の高まりを受けて、サイクリング誘客促進事業の一環として県が設定したもので、そのモデルルートとして、小豆島一周サ

イクリングルートが平成30年1月に先行して設定されました。その後、西讃・中讃・高松・東讃と県下全域に広がっております。安井議員ご指摘の、徳本の県道橋大角坂手港線もそのルートの一部でございます。

小豆島一周サイクリングルートは、平成29年度に県、地元市町や観光、交通、サイクリングなどの関係者で組織する協議会を設立し、そこでの意見を踏まえて整備計画やルート設定をしております。また、策定された整備計画に基づいて路面標示や案内標識などの整備も県によって行われたところでございます。

近年、県が実施したサイクリストへのアンケートなどによると、景色がよい、コースが分かりやすくていいなどの声も多く、高い評価を受けておりますが、一方で、安井議員ご指摘のとおり、坂手港から橋にかけては道路幅員が狭いなどのご意見もあることや、交通事業者などからは、交通安全に対する不安の声も寄せられていると聞いております。

県では、小豆島一周サイクリングルートの環境整備や広報活動などサイクリストの利便性向上を図ることで、周辺の観光資源も含めた情報発信など、サイクリングによる観光振興と自転車の利用しやすい環境づくりを促進しているとのことでございます。

維持管理の状況については、担当課長から説明させます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 私からは、サイクリングコースも含めた県、また町の管理している道路の維持管理の状況について説明します。

香川県のほうでは、毎年7月から8月ぐらいにかけて、草刈りとか伐採を実施しているというところで、また、週に1回以上の割合で建設業者とか、あと県の職員で道路の巡視を行っておりまして、そのときの状況で通行の支障になるとかという場合は、枝打ちとか落ち葉を掃除すると。そのときに撤去できなかったようなやつは、後日、業者とかに指示して安全を管理してるということです。

町の管理の道につきましては、道路の管理の担当の職員のほうが定期的に枝打ちや草刈り、清掃、パトロールを行っているところです。今後も、サイクリストを含め、道路利用者の安全・安心の確保に努めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 年に1回の草刈りじゃ事足りんというふうに思っております。

私らが今やっとなる池田の栈敷の草刈りにしたって、年3回やって文化財がきちんと見られるような状態になってますんで、それ以上にやらなかったら、道としてきちんとした整

備ができていないというふうに思いますんで、その辺は重々言うてもらわなかったらあかんことかなと思っております。

私が通ったときは、ほんまに草が鬱蒼と生えとって、対向車が来たら、よけるにもよけれんような状態でしたし、あれをサイクリングというか自転車で行った場合、どこに突っ込んでいくんか分からんような感じの道だったと思います。そやから、その辺、きちんと管理できないのやったら、そのサイクリングのコースから外すというふうなこともせんといかんのかなと。安全が確保できないのであったら、そういうふうな部分も検討していかなければならないと思いますんで、その辺は県とように話してもらって対応してもらいたいと思います。

次に、小豆島の今後をどう考えるかというふうなことで、人口戦略会議が公表した消滅可能性自治体に土庄町が挙げられ、小豆島町は辛うじて免れたという報道がありました。小豆島は消滅可能性の地域であると示していると考えます。

克服するには、2町が協力して取り組むことが大事であります。移住対策、また住民サービスに至るまで同等の取り組みが必要であると考えますが、町長のお考えを伺います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 安井議員から、小豆島の今後についてご質問をいただきました。

本年4月24日に、民間の有識者グループである人口戦略会議が、全体の4割に当たる744の自治体で、2050年までに20代、30代の女性が50%以上減少し、最終的には消滅する可能性がある、いわゆる消滅可能性自治体になるという分析結果を公表しました。香川県内でも2市2町が消滅可能性自治体になるとされました。

本町は、辛うじて消滅可能性自治体には該当しませんでした。2050年の人口が、現在の半分強の7,598人、20代、30代の女性の減少率も49.9%と予測されておりますので、まさに消滅可能性自治体と言っても過言ではない、小豆島全体がそういう状況にあるということでございます。

このまま人口減少が進みますと、学校や病院、公共交通といった社会インフラへの影響だけでなく、様々な職種の担い手不足や各種産業の衰退を招き、日々の暮らしに不可欠な生活サービスの確保が難しくなるという強い危機感を感じております。

こうした状況を克服するには、議員ご指摘のとおり、小豆2町が連携して施策を進める必要があると考えており、町長就任以来、定期的に2町懇談会を開催し、情報共有や意見交換を行うほか、政策立案の際には、互いの町の担当課同士で声をかけ合い、財政状況をはじめ、それぞれの町の状況に違いはありますけれども、できる限り一緒に施策を展開す

るよう指示もしてきたところでございます。

こうしたことから、小豆島観光協会への一本化や小豆島観光ビジョンの策定、子供医療費の無償化対象の拡大、若者住宅取得補助制度の創設、神戸市、高松市と小豆2町の包括連携協定、主要都市での移住セミナーや観光商談会の開催、障害者グループホームの新設計画、全国そうめんサミット等を共同で行うなど、かつてないほど緊密に両町の連携が図られていると考えております。

引き続き、土庄町とともに、島は一つとして、共通課題については緊密に連携を図ってまいります。先ほど申し上げたとおり、それぞれの町の状況が違いますので、安井議員ご指摘のように、何から何まで同等の取り組みにそろえることはできませんし、また、無理やりそろえる必要もないと考えております。大事なことは、人口減少が最大の課題と言われ、歯止めがかからないまま半世紀以上が過ぎた今、遠くない将来、行政も民間も、あらゆる物事が持続できなくなる可能性が高く、そんな町、島を次代の若者に残してはならないということでもあります。

私のミッションは、変えるべきは変え、なくすべきはなくし、挑戦すべきは果敢に挑戦し、次代に夢をつなぐ持続可能なまちづくり、島づくりに向けて全力投球することに尽きると考えておりますし、現在もそうしておるところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） そろそろ、また合併というんも考えんといかんのかなというふうになってきとんかなというふうに思います。外から見たら、小豆島は一つの島であるということになりますんで、中で2つあるような部分でやっていくのではなくて、一緒になって考えていく必要性も出てきとんかなと。

以前、3万人おったときに、3町合併というふうな形の話が出ましたが、その分が頓挫して、今、加速度的に人口減少が起こってきている中で、そういうふうな部分も考えていけないといけないと思うんですが、そういうふうな考えはないですか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） はい、市町村合併というのは、当然相手のあることですから、両町の中で、それなりの機運が盛り上がってこなければ、なかなか一步を踏み出せる状況にないと思っております。今、その機運はあるかということ、戦略会議のセンセーショナルな情報が流れましたけれども、今のところ、まだそういった機運には至っていないというふうに考えております。

当然ながら、住民の皆さんの中に、そういう機運が盛り上がるのであれば、土庄町とそういった話をする機会はできくるといふふうに思っております。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 企画財政課長にお聞きしたいんですけど、以前のような合併の特例な補助金みたいなものはあるんですか、その辺。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） お答え申し上げます。

前回の池田・内海の合併の際には、国からの合併補助金あるいは県の合併補助金ということで手厚い支援がございましたが、現在、そういった補助金はなくなっております。唯一残っておるのが、合併特例債と同じような名前の合併推進債っていうのが一部残ってはおりますけれども、交付税算入率がたしか50%程度だったと思いますので、あまり有利かという、そうでもないような地方債が唯一残ってるというのが1つと、もう一点が、交付税の合併算定替えっていう10年間続くものがあつたかとございますけれども、たしかそれが5年ぐらひはまだ残ってるというような状況でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 小豆島全体が沈んでしまわんような形で対応してもらいたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

---

○議長（谷 康男君） 2番高尾豊弘議員。

○2番（高尾豊弘君） 2番高尾です。私は1問質問させていただきます。

大学の小豆島キャンパスの誘致をということです。

町長の所信表明の中に、2年連続、持続可能な観光地トップ100選に選出され、先人たちからつながれた多様で豊かな小豆島の魅力が国際的に評価されたことは大変喜ばしく、島全体で持続可能なまちづくりに向けた取り組みを進めますとあります。

また、熊本県では、定員の2割しか入学者数がない県立高校に、漫画に特化した学科を設置したことによって全国から入学者数が増え、企業、県、町が役割分担を決め、少子化対策や地域再生モデル、地域の活性化モデルになりそうだと聞きました。我が町でも、先人からつながれた小豆島の魅力を次世代の人たちに伝え育てる観光教育を行う、観光に特化した大学の小豆島キャンパスの誘致を行ってはいかがですか。

観光に特化した大学では、実際に観光地や宿泊施設など現地に出向く実習がカリキュラムとして組まれていると聞きました。島内には多くの観光地や宿泊施設などが多くあり、

移動距離も短くて済むことなどから効率よく実習ができると考えます。

主に3次産業が実習先であると思いますが、全国で新たな持続可能なツーリズムも生まれています。例えば、1次産業や2次産業を実習先に取り入れていただくことで、いつもは見られない工場のオープンファクトリーツアーや農場、漁場でのオープンファームツアーなど、実習中の中で若いアイデアを取り入れる可能性があり、新たなツーリズム造成ができると考えます。

近年の観光は体験を求めて旅する傾向にあり、多様化していると思います。また、休日には、アルバイトや地域の人々との交流など産業の活性化や地域の活性化など様々な課題解決ができると考えます。各種キャンパス等、大学設置基準の要件はありますが、まずはサテライトキャンパス的な環境の整備をし、観光教育の場の提供を行ってはいかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 高尾議員から、観光に特化した大学、小豆島キャンパスの誘致についてご提案をいただきました。

小豆島の主要産業の一つであります観光については、宿泊業、飲食業、食品製造業、公共交通も含めた運輸業など多分野にわたる波及効果が見込める裾野の広い産業であり、土庄町とともに、島は一つとして連携を強化している行政施策の一つであります。

小豆島には、固有の観光資源や観光施設などを有しているという強みがあり、それらを活用した現地実習あるいは観光事業者との交流、さらには、体験コンテンツの造成による誘客促進など、議員ご提案の観光に特化したキャンパス誘致の可能性は十分にあると考えております。現に、包括連携協定を締結しておりますせとうち観光専門職短期大学からは、ふるさと村を活用して、二、三週間程度の実習、体験などの受入れについてご相談をいただいております。

議員ご提案のように、小豆島の豊かな観光資源、産業資源を活用した新たなツーリズムや体験コンテンツの造成あるいは現地実習を通じた町内事業者と学生との交流を図ることで、地域活性化はもちろん、将来、観光業界で活躍できる人材の育成につながることも期待されると思います。

小豆島町は、急速な人口減少や少子・高齢化、観光施設や公共施設の老朽化などによって、数十年に一度とも言える大きな変革のときを迎えようとしています。これまで、あらゆる機会を通じて、島内外の多方面にわたる方々との対話によって実現しようとしている事業もあります。サテライトキャンパス誘致に関しても、町が抱える課題解決の一助とな

り得る方策の一つであると同時に、これからの小豆島は、学生にとって、またとない経験ができるフィールドでもあると思いますので、誘致に向けて積極的に働きかけていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 高尾議員。

○2番（高尾豊弘君） 人材育成の場とすることで地域の活性化や、また、学生さんたちが次の世代に小豆島のよさをつなげていってもらえるよう、答弁にもありましたように、積極的に働きかけていただき、質問を終わります。

---

○議長（谷 康男君） 3番河井修議員。

○3番（河井 修君） 3番河井です。私からは1つご質問。

先月、5月19日にオリーブマラソンが開催されました。私自身も数年ぶりに参加いたしました。小雨の降るあいにくの天気でした。スタッフの方、応援の方々は、寒い中、大変でしたと思います。お疲れさまでした。私たち走ってるほうは、暑くもなく、心地よく走れました。それで、私自身も、10キロですけど完走することができました。

さて、その大会ですが、実は、去年も私、走るつもりで登録していたんですけども、直前の体調不良のため取りやめております。去年の登録料は6千円でした。コロナの前までは、恐らく5千円だったと記憶しております。今年はそれが7千円になっていました。

また、その感想ですが、5年前と今年の比較でしか、私自身の参加してるのはそれだけなんですけども、走り終わった後、温水シャワーが気持ちよくて、毎回利用させてもらってたんですけども、今年はそのシャワーがありませんでした。また、流しそうめんの接待が好評だったように思うんですけども、コロナだから仕方ないというあれもあるんでしょうけども、それもなくなっています。それと、お昼御飯の弁当がついているんですけども、以前は旅館や仕出し屋さんのお弁当だったような気がするんですけども、今年はコンビニのおにぎり弁当でした。

ただ、コンビニさんを非難するわけではありません。私もコンビニが好きで、よく利用しておるんですけども、今回のような場面では、弁当なら、もう少し手作り感がある弁当のほうに参加者にも喜ばれたんではないかと思いました。

そんなこともありまして、走り終わった感想は、参加料金が5千円から7千円に値上がりしているのに、選手へのサービスが低下しているのではないかという印象を持って、少し残念な気持ちを持っています。

その間に、コロナ禍などによって宿泊施設の減少などの変化や、また、選手の移動のた

めのバスやフェリーのチャーター便の確保の方法が変わったとかいう話も聞いております。これだけ大がかりなイベントですから運営が大変だと思いますが、参加したランナーも、協力したスタッフも、双方がやってよかったと思えるイベントであってほしいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 河井議員から、オリーブマラソンに関するご質問をいただきました。

かつて昭和49年、51年の2度にわたる未曾有の大災害において、多くの尊い人命と貴重な財産が奪われ、大きな被害を受けた本町に対して、全国各地から温かなご支援をいただきました。復興に向けて立ち上がろうとする中、当時の商工会の発案により、全国の皆さんのおかげで小豆島は元気になりましたとのメッセージと感謝の気持ちを込め、昭和53年、684人のランナーを迎えて第1回のオリーブマラソンが開催されました。

以来、地域内外の皆さんに支えられ、全国各地のランナーから愛される大会として半世紀近い歴史を重ね、去る5月19日開催の第47回大会では、小雨の降るあいにくの天候ではありましたが、全国から3千人を超えるランナーにご参加いただき、大きな事故やトラブルもなく、無事盛会のうちに終えることができました。この場をお借りして、関係者の皆様方に改めてお礼を申し上げたいと思います。

ご質問の参加料とサービスの妥当性については賛否の分かれるところではありますが、半世紀近い歴史の中で、その時々状況に応じた大会運営に最善を尽くしてきたところでございます。コロナ禍を経て4年ぶりに開催した昨年度の大会、また今大会についても、大会運営などにご協力いただいている商工会や青年団のほか、警察、消防、海上保安署など多くの関係機関から課題や反省点を頂戴しております。これらを次の大会に生かすことで、先ほど申し上げましたように、全国各地のランナーから愛され、持続可能な大会づくりに努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、議員ご自身が今大会にご参加された上での個別のご指摘については、担当課長より説明させます。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（相原隆幸君） 私からは、参加料をはじめとします個別のご指摘についてご説明します。

参加料でございますけれども、先ほど河井議員からもお話がありまして、昨年度が6千円、今大会では7千円を頂戴しておりまして、議員ご指摘のとおり、コロナ前、

2019年は5千円でした。この背景には、現下の資材高騰や人件費の増に加え、先ほどご指摘がございましたとおり、輸送手段における課題が大きく影響をしております。

具体的に申し上げますと、コロナ前までは、高松港発坂手港着の臨時船にて約千人のランナーが乗船することで、一度に目的地への輸送が容易となる上に、臨時船のチャーター料を乗船料で賄い、収支バランスを維持してまいりました。しかしながら、チャーターできる臨時船の変更に伴い乗船定員が500名となったことで、乗船料収入の減により大きな赤字が生じることとなりました。

また、これまでは、小豆島オリーブバスの臨時便によりまして一定数のランナーを土庄港や池田港から坂手港まで輸送をしていただいておりますが、昨今の人員不足や働き方改革などによりまして、昨年度の前回大会から、陸路輸送の対応として、島内外から大型バスを手配し、ランナーを輸送する必要に迫られ、これまでにない多額の経費が発生する結果となっております。また、コロナ前までは、3種目5千人を定員として開催しておりましたが、昨年度からハーフ、10キロの2種目、3千人を定員としております。

3年余りにわたりますコロナの影響、こちらは各方面に及んでおりまして、これまでの定例会においても観光関連のご質問で答弁しておりますとおり、河井議員のご指摘にもありました宿泊施設、こちらが休業を余儀なくされておまして、約千人の宿泊キャパが減少しております。また、大会運営を支えてこられました各種団体の人員不足、さらには、ランナー、スタッフを含めると約3,800食に上るお弁当につきましても、町内事業者の人手不足などによりまして島内で調達することができなくなってしまいました。このため、フードロスの視点も含めて、軽食程度の弁当を大量に生産可能な島外事業者へ発注をせざるを得ないというのが現状でございます。

また、温水シャワー、こちらにつきましても、現在建設中の坂手ポートターミナル、こちらが建設中であるということから、従来のような対応ができない状況となっております。

こうした様々な要因もさることながら、昨今の社会情勢を含め、コロナ前後では大幅に様相が異なっていることに鑑み、参加料を引き上げさせていただきました。

議員ご指摘のとおり、ランナーもスタッフも参加してよかったと思える大会づくりを望むのは当然のことであり、我々としましても、ぜひそうありたいと考えておりますので、参加料に見合うサービスの提供が妥当であるかどうかにつきましては、引き続き皆様方のご意見をいただきながら検証してまいりたいと考えております。

約半世紀前から回を重ねてまいりましたオリーブマラソンは、多くの関係者によって支

えられてきました手作りで温かみのある小豆島町ならではの大会であると思っております。時代の変化とともに、従来可能であったことが、残念ながら、かなわないこともある一方で、今大会、ゲストラナーとしてご参加いただきましたあいおいニッセイ同和損保株式会社の川内優輝選手からは、給水所の多さは特筆すべき、沿道各所で家族や子供たち、さらには、老人ホーム前での車椅子からのお年寄りの温かな応援、記念タオルのほか、しょうゆ、つくだ煮、そうめん、オリーブ茶など特産品尽くしで弁当つきなど、ご本人のSNSを通じて称賛のコメントを発信していただいております。

コロナ禍後の各地のマラソン大会では定員割れが相次いでいる中、たった2週間で3千人の定員を満たす人気の理由は、リピーター率の高さ、すなわち、再び参加したくなる満足度の高さだともおっしゃっていただきました。

他方、持続可能な観光推進への取り組みとして、今大会では、小豆島中央高校の生徒のほか、香川大学、せとうち観光専門職短期大学の学生ら約50名の皆様に、会場内に設置しておりますエコステーションで、ごみの分別や食べ残しの削減などを呼びかけ、ごみを出さない特色ある大会づくりにご協力をいただきました。

議員ご質問にありますように、残念な印象を持たれる方がいらっしゃるのも事実ですが、町長からも申し上げたように、大会運営に携わる関係機関のご意見を生かしながら持続可能な大会づくりを目指してまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いします。以上です。

○議長（谷 康男君） 河井議員。

○3番（河井 修君） どうも説明ありがとうございます。

選手へのサービスがよくなったとしても、誰かにしわ寄せがいくようなシステムではどうしようもありませんから、今、皆さん、努力をされていると思いますので、どうぞこれからもよろしくお願いします。私自身も、体力と参加料の小遣いが続く限り、参加したいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。以上です。

---

○議長（谷 康男君） 9番三木卓議員。

○9番（三木 卓君） 9番三木です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、私からは2問質問をいたします。

1つ目、B & G野球場に定期的に塩化カルシウムをとという点について質問をいたします。

野球をしている方々から、冬場は土が凍りつき、イレギュラーやけがなどの危険性があ

ると聞きました。宮山が横にあることで、グラウンドが陰になって凍りつきやすいという、こういう環境にあるようです。また、海側で風が強いということもあり、土ぼこりが舞って周辺に迷惑をかけているのではないかと思います。近くには、小豆島の主要産業であるそうめん屋もあり、決していい状況ではないというふうに私は考えます。

この塩化カルシウム、通称、にがりと言われるやつなんですけども、1袋3千円程度、1回に約100袋ほど、かなりの数にはなるんですが、まく必要がありまして、これも3か月に1回ぐらいはまいたほうがいいということです。年間の予算にすると約120万円程度という少くない金額にはなっています。ただ、それを続けることで、周辺への影響や選手の事を考えると、メリットの方が私は大きいように感じます。住民の方々が、より環境のいい状態で野球やソフトボールなどのスポーツを楽しむことは非常に重要ではないかと私自身考えております。

定期的に塩化カルシウムをまくことで、風が起こっても土が舞いにくくなって、周辺への悪影響を抑えることにもつながっていきます。当然、冬場の土の凍りつきもある程度抑えられて、イレギュラー等でけがをしてしまうなどの危険性も減少し、先ほども申し上げましたが、よりよい環境で野球やソフトボールを楽しむことができるような環境にしっかりと仕上がっていくと思います。

イレギュラー等でボールが目にあたったりすると、最悪の場合、失明をしてしまったり、当たりどころによっては骨折をしたり、またスライディングによっても骨折ということが起こってしまったりと、大きなけがにつながる可能性も十分にあると思います。

管理者として環境整備も重要な仕事の一つではないかと考えます。ただ、先ほど少し申し上げましたが、年に1回やればいいというわけではなくて、3か月に1回程度、約100袋程度の塩化カルシウムをまかないと、その効果は、ほぼ意味をなさないというふうにもお聞きしております。

難点といたしましては、誰がそれをまくのかという点と、毎回100袋になる、その数量をどこに置いておくかという点も問題になってくると思います。まく人材に関しましては、中学校の野球部の指導員等と既に話はさせていただいております。部活でB&Gのグラウンドを一番使っている中学生にまいてもらう方向でおおむね了承の意思はいただいております。また、置き場所に関しましても、天候等を踏まえて、まく日程を調整すれば、まく当日や前日に納品してもらうことも可能で、事実上、置場の問題も解決するのかなと考えています。

子供たちや住民の方々に、よりよい環境を維持しながらスポーツに励んでもらうことは

非常に重要なことだとも考えます。今後、よい環境で野球やソフトボールをしていただくために、楽しんでいただくために、塩化カルシウムの購入について、毎年予算化しておくのはいかがでしょうか、質問をいたします。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 三木議員から、内海総合運動公園野球場の管理についてのご質問をいただきました。

内海総合運動公園につきましては、生涯スポーツの拠点として、子供からお年寄りまでの多くの町民の皆様に利用していただいております。いつでも安全に楽しむことのできる場を提供するため、随時、施設の修繕など維持管理に努めているところでございます。

内海総合運動公園の野球場につきましては、海からの風が当たりやすいという場所の特性上、内野部分の黒土が減りやすいという現状がございますので、定期的に土の補充や、そして飛散防止のため塩化カルシウムの散布を行っております。このほかにも、老朽化が進んだ控えベンチや観客席の改修、夜間照明の改修などを実施し、利用者が安全に利用できるよう、随時、点検や修繕を行っているところです。

具体的な野球場のグラウンド整備などにつきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（谷 康男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 稔君） 三木議員からご質問のあった塩化カルシウム購入の予算化についてですが、令和2年度に野球場グラウンドの改修をして以降、毎年予算を確保し、購入しております。議員の言われるような量ではございませんが、令和6年度、今年度につきましては、25キロの塩化カルシウムを50袋、1,250キロ購入できる金額を予算計上しております。

年に一、二回、野球指導者や関係者らの協力で内野グラウンドの黒土を耕し、塩化カルシウムをまき、攪拌したところに水をまいて土を固めるグラウンド整備を行っておりますが、その際にまく塩化カルシウムの量は約30袋分、約750キロ程度で、この量があれば、内野守備位置やピッチャーマウンド、バッターボックスなど、よく使用する場所をカバーできる量と聞いております。

強い海風によって黒土が舞い上がり、近隣住民の生活に支障が出ていたことから、塩化カルシウムをまいて土を落ち着かせるようにしておりますが、私が課長になってからの2年間については苦情はありませんので、塩化カルシウムの散布量としては適切な分量と考えております。

なお、野球場グラウンドの大規模な土の入替えですが、小豆島町になってから、平成

21年度、平成27年度、令和2年度の3回実施しております。そして、令和2年度の改修から4年が経過しておりますので、グラウンドの状況を確認した上で令和7年度にグラウンド整備費を予算化したいと考えております。

また、これまで少年野球、中学校野球部や野球連盟等の関係者からヒアリングを行い、グラウンド整備についての最適解を得られるよう協議を進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 三木議員。

○9番（三木 卓君） 既にある程度まかれておる中で、私が聞いた内容でしたら、足りてないという方も多分いらっしゃったのだなという気はいたしました。よく使われるところは既にまかれてて、全体をカバーできる量では当然ないというところもありますので、その辺は、先ほどご答弁いただきましたヒアリングの中で、さらに詰めていっていただければというふうに思います。

先日もお話ししたところ、もう土がかなり減っているような状況ではありましたので、令和7年度の土の入替えというか追加の予算を取っていただきまして、また、そこからしっかりと塩化カルシウムをまく予算を確保しておけば、さらに土の減る量が変わってくるのかなというふうに思いますので、ぜひヒアリングをしっかりといただきまして、そのとおり対応いただければと思います。

それでは、2つ目の質問に入ります。

幼稚園・保育所の再編、統合の前に、子供たちへの環境整備をについて質問いたします。

旧内海地区の小学校の統合が決定し、それに向け着実に進んでいる中で、幼稚園・保育所がどうなるのか、世代のお父さん、お母さんたちから不安の声を聞くことがありました。幼稚園・保育所につきましては、年代によって1人や2人というクラスも出てきており、子供の協調性が伸び切らないまま小学生になってしまわないかという不安を持たれている親御さんもいらっしゃいました。幼い頃の環境というのは、その後のスキルに影響を与える可能性があり、それは、その後の人生にも影響を与える可能性も出てくるのかなというふうに思います。

協調性に関しましては、3歳から4歳でその土台をつくり、5歳から6歳でぐっと育つとも言われております。現状の幼児教育の中で協調性が育つ土台づくり、環境づくりができていえるのか、少し疑問に思う点もございます。

現状としては、合同保育を行っているようではございますけれども、人によっては早く決めてほし

い、早く幼・保も統合してほしいという声を聞きました。自分の子供が、ひょっとしたら協調性の低い子供に育ってしまったり、集団になじめない子供になってしまったらどうしようという不安を抱えている方々もいて、今の状態を考慮すると、そういう方々も今後増えてくる可能性もあるのかなというふうに思います。

そこで、2つ質問をいたします。

1つ目、少子化である現状を踏まえ、現在の旧内海地区の幼稚園・保育所に関して、どのように協調性を養うべく計画、実行をしているのか。

そして2つ目、また、今後の幼稚園・保育所の再編、統合についてはどのように考えており、また、どのようなスケジュールで行っていくのか。2つ目に関しては、言える範囲で結構ですので、お答えいただければと思います。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 三木議員から、内海地区の幼稚園・保育所の環境整備についてのご質問をいただきました。

本町では、令和2年度以降、出生数が50人前後となり、子供の数が著しく減少しております。これに伴い、内海地区の幼稚園の中は、園児がいないため休園となった園や園児が二、三人となっている幼稚園もあり、議員ご指摘のとおり、集団での園生活の中で協調性や社会性を養うことが難しくなっております。

これに対応するため、幼稚園4園合同の交流保育を実施するとともに、今後予定している発表会や運動会なども合同で開催する予定としており、少しでも多くの子供たちが集まり、仲間づくりや集団活動ができるよう取り組んでまいります。

一方で、課題としては、施設の老朽化に加え、移動手段の確保が難しいことや、園児の移動時間が必要となるため十分な交流時間が確保できない状況もあります。子供たちが健やかに成長する保育環境を確保するためには、幼・保の統合が急がれる状況となっております。

今後、令和9年4月開校に向けて統合小学校の整備を進めてまいります。幼児期の教育は、将来の子供たちの成長の土台となる大変重要なものでありますので、交流保育による集団活動の中で子供たちが共に成長できる環境を確保しつつ、幼・保の統合に向けて準備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 三木議員。

○9番（三木 卓君） 実は、あるお父さん、お母さんからなんですけれども、結構具体

的な提案をいただきまして、例えばなんですけど、今月は星城幼稚園に、来月は苗羽、その次は安田みたいな形で、ここに連れてきてくれっていうふうに、そういうふうに言われても、そんな登園方法でも対応はいたしますよというふうな意見もいただきました。

もちろん、これは車を持ってない方とか、物理的に時間のない方に関しては難しい登園方法にはなると思うんですけども、子供の将来を考えると、親としては、そこまでやりますとよという覚悟を持ってる方々もいらっしゃるのも事実かなと思いました。

そういう意味では、もう少し、そういった形の合同保育、交流保育みたいなところを増やしたほうがいいと思いますけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（古郷 勉君） 合同保育を増やしてみてもどうかというご提案にお答えします。

現在、幼稚園・保育所の合同保育は、昨年度の月1回程度から週一、二回程度に増やしております。それによって集団での活動機会を確保しておりますけれども、合同保育を行う際は、在籍する園所へ登園していただき、スクールバスや路線バスで合同保育を実施する園へ移動しております。また、降園時には、可能な範囲で保護者に合同保育先の幼稚園まで迎えに来ていただいたり、小学校下校時のスクールバスに便乗したりするなど様々な方法を考えながら取り組んでいるところでございます。

さらに回数を増やすためには、車を持っていないご家庭の負担や福田から移動する園児の負担、午後の睡眠のための布団の搬送など、回数を増やすためには解決しなければならない課題があります。

議員ご指摘のとおり、子供たちの将来を考えますと、少しでも多く集団活動を行っていくことは大変重要ですので、今後とも合同保育を増やすことができるよう、保護者の皆様の協力も得ながら様々な方法を検討してまいります。しかし、抜本的な課題解決には統合が必要でありますので、教育長答弁でも申し上げましたが、合同保育を行いながら幼・保の統合に向けて準備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 三木議員。

○9番（三木 卓君） 月1回から週1回から2回に増やしていただいている点と、様々な課題ですね。先ほども答弁の中でありました、布団をがさっと持っていけないかんとかっていうのは、すごく負担のかかるもので簡単ではない対応にはなってくるのかなというふうに思います。

今後も、このような声がある。実際、私もそれを聞いて、本当にお父さん、お母さんは不安に思ってる、この感情っていうのをすごく理解ができました。それは、当然、行政の方々も既に聞いておるところで、こういう対応をされてると思います。もう少し、さらに前に進めれば、不安も少しずつ解消していくのかなというふうに思いますので、ぜひともいろいろとご検討をお願い申し上げて、私の一般質問は終了いたします。

---

○議長（谷 康男君） 6 番塩田洋介議員。

○6 番（塩田洋介君） 6 番塩田です。失礼いたします。私は1 問、町長にお伺いしたいと思います。

前回、何回か同じようなタイトルの質問をさせていただいたと思いますが、今、小豆島における産業が大変に追い詰められております。これは非常にゆゆしきことで、このような産業がある島は、世界中を見ても、探しても、そんなにあるわけではございません。特に日本では、こういう島はございません。佐渡島、淡路島にしても産業という産業は見当たりません。

企業単体では再生可能なアイデア、体力、経済力がございません。このままでいけば、近い将来、企業数が激減すると思われます。その結果、町はどうなるでしょうか。それらの企業に関わる周辺の産業である運送業、原料問屋、設備関連企業、工務店、車両関連企業等々全て得意先が消滅し、それらに関わる商店、農家も利用者が激減することになります。それとともに働く場もなくなります。

弱者を束ねる組織は限られておりますが、方法はないわけではないと思います。それぞれの企業は、歴史もあり、また株主、地域、資本家から預かっている部分で、簡単に歴史を変える、止めることの責任の重さに、なかなか決断できないのが現状でございます。

M&A、傘下、買収、子会社ということになると、なかなか企業は抵抗があると思うんですが、それではない新たな方法があるやに聞いておりますが、なかなかそこに足を踏み入れられないのが現状でございます。それでは企業が危うい、何とかそこに至る気概を持てるような強力な力が必要になってまいります。

この町を守るために、全ての企業が一致団結して邁進できるよう、企業、組織としても、もちろん強力に推し進めますが、行政側も、企業と一緒に金融、コンサル等を巻き込んで、町、島が一丸となって生き残りのために行動する一助の後押しをお願いしたいと思います。そのためには、企業との密なる対話が不可欠と考えますが、現在までのところ、そういうことを行われてきたようには思いません。我々からの働きかけも必要だと思いま

すが、行政側からも、そういう部分での協議の場をつくっていただきたいと思いますが、そういうことをされるお考えを町長はお持ちでしょうか、ご質問申し上げます。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 塩田議員から、産業再生に向けた企業側との対話の場に関するご質問をいただきました。

私自身、町職員の時代から現在に至るまで、産業界からのご要望、ご相談をいただいた、例えば、産業会館の改修、苗羽の倉庫、通称、塩倉庫の解体撤去、コロナ禍における持続化給付金をはじめとする各種産業支援、産業科学研究所の法人解散に伴う財産処分など、可能な限り、産業界の負担が軽減できるようなスキームや制度活用をご提案させていただき、実行もしてきました。コロナ禍における持続化給付金をはじめとする各種産業支援も、我が町ほど産業支援を行った町はないというふうに考えております。

また、企業側との対話、協議の場についても、その必要性は十分認識しており、私自身も担当課長も、常に企業から具体的なお相談を受けておりますし、行政としてできるか、できないか、できるとしたら、どの制度を使って、何がどこまでできるのか、こういったことを考えておりますし、また議会のご承認をいただけるのか、こういったことも常に考えながら取り組んできたつもりであります。少なくとも、企業との対話を拒んだことは一度もございません。

ただ、議員のご指摘を聞いておりますと、端的に言えば、企業単体では再生可能なアイデア、体力も、経済力もないから町で何とかしろとおっしゃっているようにしか聞こえません。行政は、民間企業の経営責任を負えませんし、経営を主導することも、赤字補填することもできません。だからこそ、それぞれの業界のプロの皆さん、また経営責任を負える皆さんでしっかりと知恵を出し、議論していただいた上で、業界として具体的なお提案なりご相談なりをいただければ、行政として、できる限りの協力もいたしますし、全力で後押しをさせていただく。まずは、業界団体でしっかりと話し合ってくださいと、これまで再三申し上げてきましたし、塩田議員にも申し上げたはずです。

にもかかわらず、業界団体できちんと議論をされた様子もございませんし、具体的なお提案もお相談もいただけないと、こういった中で、今回のご質問も、文章は変えておりますけれども、おっしゃっておられることは、基本的にこれまでと同じというふうに思います。

企業が追い詰められているとしたら、その責任は経営者が負うべきものであって、現経営者が壁を破る、ブレイクスルーするという気概を持つか、あるいは気概を持つ経営者に

交代する、そういったことがない限り、企業の再生は困難であると私は思っております。

塩田議員の今回のご質問の中でのお言葉を借りれば、今回、企業、組織として、もちろん強力に推し進めるとおっしゃっておりますので、まずは、気概を持って業界団体での議論に全力投球していただき、具体的なお提案なりご相談をいただけるのであれば、いつでも対話もいたしますし、協議の場を設けますし、できる限りの後押しもさせていただきたいというふうに思っております。あえて申し上げるまでもありませんが、これまでもそうしてきたつもりであります。

なお、先日、ある若手経営者との対話の中で、海外販路の開拓に向けた具体的な戦略を伺い、和食を世界にアピールするビジネスチャンスと捉える意欲的な姿勢に触れ、こうした若者の行動力と柔軟なアイデアが業界を牽引し、行政に対しても様々なお提案なりご要望をいただけるものと期待しているところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 塩田議員。

○6番（塩田洋介君） ありがとうございます。

町長の言われることには、もちろん一理があるんですが、実際、各企業が、本当に起死回生に動けるような力を持つてる企業、今、例に挙げていただきましたけども、そこ1社ぐらいしか見当たらないのが現状であります。そこ1社の力だけでは、なかなか難しい部分がございます。

以前からも申し上げて、町長から答弁いただいとおり、具体的な要望が出ない限りは対応できないというようなことでございますが、それができれば町長に相談するまでもない部分でございます。企業側として何ができるのか、できないのか、ある企業が、企業統合なり何らかの形で再生できないかということで、日本の企業の中にそういうのを手がけてる企業は何社かあるんですが、その中の1社といろいろと協議をし、島内の企業に働きかけたということですが、先ほど申し上げたように、いろんなしがらみがあって、オーナー企業は、ある意味決断をすれば済むんでしょうが、預かっているサラリーマン社長がやってる企業は、なかなか新しい形態に踏み込むということができない。そこに後押しするなり牽引するなり、何らかの作用が働けば新しい形を呼び込めるのかなという思いがします。

その企業については、もし必要でしたら資料を差し上げたいと思いますが、そういったところの力がある国内の企業を利用してというか、協力していただいて、何らかの形で島を守り立てていかないと、先ほど申し上げたように、島内で働くことができないような状

況が近々に起こってくる。ここ10年以内で、このままの状態であれば、企業数もかなり減ってくると思います。

そういうことが計算される中で、何とかいろんなアイデアをいただきたいという部分で、町に経営の責任を持ってくれとか、そんなことは誰も言ってないんですが、町全体の産業、これまで培ってきた産業——もともと、しょうゆ、つくだ煮、そうめん、右肩下りの産業でございます。これから大いに右肩上がりになるというふうには、なかなか思えませんけれども、これを人口減少と一緒に、下降線を何とか水平線に持っていきたいというような部分であったとしても、それが必要なのがこの島ではないかと思います。それが、今まで島を支えてきた原動力でございますので、観光も非常に大切な要素でございますし、これなくして考えることはございませんが、それプラス、一番大事なのは、やっぱり、基幹産業の維持ということかと思しますので、ご理解をいただきまして、ぜひご協力いただければというふうに思いますので、よろしくお願いして質問を終わります。

○議長（谷 康男君） 暫時休憩します。再開は10時55分とします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（谷 康男君） 5番羽田満議員。

○5番（羽田 満君） 5番羽田です。よろしくお願いします。私は、今回、2点質問をさせていただきます。

まず最初、観光振興に必要な食、宿泊の充実を目指す取り組みはということでございます。

島の経済の維持発展の重要な施策である観光振興は、食、宿泊の充実が必要不可欠であり、町長が最も取り組んでいる一つであると捉えております。様々な食のイベント開催、地域おこし協力隊員の採用、また宿泊の充実への具体的な取り組みが施政方針に示されておりますが、特に食に関して対応できる見通しは、なかなか難しいとは思いますが、あるのかどうか。また、加えて、町が関係する既存施設の充実整備への取り組みはどうでしょうか、よろしく。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 羽田議員から、観光振興における食への対応、町が関係する施設整備などに関するご質問をいただきました。

観光振興を目指すためには、課題となっている食と宿泊の充実に取り組む必要があると所信表明でも申し上げておりますように、議員と同様の認識であります。これまでの定例会においても答弁してまいりましたとおり、宿泊に関しては、民間資本によるホテルの誘致が現実になってきており、2026年にはオリーブ公園テニスコート撤去跡地にオープン予定、安田港周辺においても、既に民間事業者による建設が進められており、こちらは2025年オープン予定と伺っております。まだ具体的には申し上げられませんが、ほかにも相談中の案件が数件ございます。

ご質問の食への対応については、昨年12月定例会において三木議員、高尾議員からのご質問に対する答弁の中で、食事難民への対応は喫緊の課題と捉え、町の既存施設の活用、民間あるいは官民連携による施設整備も含めて積極的に取り組んでいくと申し上げました。

現状では、食の充実に向けた新規事業として、有名シェフを招聘しての食に関するイベントを開催するほか、先般、食の魅力創出推進員として、料理人である地域おこし協力隊員の採用を決定し、早ければ8月からの着任を予定しております。これらを機に、国民宿舎やふるさと荘における団体昼食の受入れや宴会需要への対応を検討するほか、別途サン・オリーブのレストランの活用方法についても検討を進めております。

また、島内の民間事業者からも、比較的収容人員の多い飲食店の開業に向けた具体的なお相談をいただいておりますほか、比較的大きな既存の飲食店を島外の大手資本が入ってリニューアルする案件も決まっております。

さらに、地域経済循環創造事業、いわゆるローカル10000を活用した事業提案におきましても、民泊や飲食店経営などの創業に向けたご相談を多数受けておりますことから、食と宿泊の充実に向けて、今期定例会にて補正予算を計上させていただいております。

いずれにしても、ホテルの泊食分離が主流となっている現在、誘致しているホテルも例外でなく泊食分離型となっておりますので、周辺エリアにおける食の確保がますます重要になることから、引き続き飲食店の充実を後押ししてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） 所信表明でも相当詳細な文言が入っております。また、今から聞こう思いつたことを先に言われとんですが、サン・オリーブの施設等については、お聞きしますと、4月から個人は駄目ということで、オリーブ公園のオリヴァスのほうでということで、団体専用ですということがございます。ちょっと何か逆行しとるというか

ね、私の印象とすれば。皆さん、個人で来ようが、団体で来ようが、そこへ行けば常時開いておるということではないかなと思っておりますけれども、これを質問するのに、周辺の食事場所を探しました。結構、思ったよりあります。確かにありますけれども、休業日とかいうのが、もうばらばらということであろうかと思えますんで、そこらも町のほうで連携をして、休業日はできるだけ重ならないというような、何曜日全部やめよというんじゃないし、ばらけて観光客を受け入れていくということも必要でないかなとは思いますが、周辺全部でひしお井じゃないけども、皆さん行ったら、オリーブ井でも食べられるという形をとれないかなと思えますが、どうでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 羽田議員のおっしゃるとおり、それぞれ休業日がありますので、それが重ならないということも非常に大事でございます。

今おっしゃっていただいたように、オリーブ公園のエリアの中で飲食店の開業のお話をいただいております。それについても後押しをしていくということにしておりますけれども、何分、泊食分離でホテルが来るといったような、例えば安田地区、それから西村地区、このあたりについては、もう既に民間事業者が手を入れて飲食を開業しようとか、リニューアルしようとかいうお話をいただいておりますので、あとは、もし仮にほかにホテルの案件が実現した場合には、当然、その周辺でしっかりと飲食が確保できるようにやってまいりたいと思えますし、いずれにしても、昼食難民と言われないようなところまではいきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（谷 康男君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） 宿泊施設等については、町長、詳細なお話もありましたし、今もありました。より民間事業者の進出がしやすくなったとか、状況になりつつあるんですけれども、これはもう町の取り組みの成果でないかなと思えますが、町長は、これをどう評価して、より進めようとしているのか。

それから、就任から2年たって、観光振興は一丁目一番地ということで進めておられたと思えますけれども、自身、3割か思ってる部分は100%いつてるのか。それはいいですけど、さっきの質問を、どのように進めていくのかというところはどうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 島一つで観光をやっていくというようなお話を町長選のときから申し上げてきました。観光窓口の一本化っていうのも、私、具体的に申し上げてきましたので、それについては、1年足らずで実現をさせていただいた。それは当然ながら、それ

ぞれの団体の皆さん方の協力があつてのことということでございますし、土庄町と同じ考え方で進められたということが非常に大きかったというふうに思っております。

窓口を一本化しただけでなくて、そこに地域おこし協力隊を両町から入れて人材の補強をするなり、財政的な補強をするなりということもやってまいりましたし、今、実は民間の大手企業さんから観光協会に人を出そうかというようなお話を進めております。

100%というのはなかなか難しいですけれども、自分の中では、かなりやってこれたかなというふうに思っておりますし、この後もホテルの誘致ですとか、そういうなんを進めますと、最終的には、町の固定資産税も相当増えてまいりますし、あらゆる意味で町にとってメリットがあるというふうに思っております。

ホテルについては、すぐに建てられるものではありませんので、少し時間がかかるということで、自分が考えていたよりは若干遅れぎみという感じではございますけれども、着実に進められているなというふうに考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） ありがとうございます。素直な感想かなと思いました。

それから、2番目の質問に移らせていただきます。

社会教育施設等の老朽化に係る対応、対策はということで質問をさせていただきます。

町内の社会教育施設、体育施設は、老朽化による大規模な改修、修繕が必要となっておりまして、令和4年4月には社会体育施設等のあり方方針を策定しておりますけれども、内海地区の小学校統合が決定し、令和9年4月開校を目指して進む中で、各小学校の施設をどうするのかによって町内各施設のあり方も大きく変わってくると考えます。現在の進行状況も含めて、対策はどのように進めていくのか、進めているのか、よろしくお願いをいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 羽田議員から、社会教育、社会体育各施設の今後の方向性についてのご質問をいただきました。

令和4年4月に策定いたしました社会体育施設等のあり方方針におきまして、町内では3つの施設、中山体育館、勤労青少年ホーム、内海体育館が廃止の方向と定められました。この後、令和9年4月の内海地区小学校統合が決まりましたので、統合後の学校跡地の活用を含めて、広い視野に立ち、町の公共施設全体の持続可能なあり方について検討したいと考えております。

現在の進捗状況につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（谷 康男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 稔君） 私からは、現在の進捗状況についてご説明いたします。

社会体育施設等のあり方方針の中で廃止の方向性が示された3つ施設のうち、中山体育館につきましては、昨年9月27日に中山自治会と協議を行い、その後、取壊しする方向で話がまとまっております。取壊し後の跡地利用については、地元の意向を尊重したいと思いますので、中山地区の活性化につながるような活用方法について協議を行ってまいりたいと考えております。

あとの2施設につきましては、廃止をした場合の利用者の代替施設として、旧小豆島高校体育館を予定していたこともありましたが、再度、他施設への利用者の振り分けができるか、コロナによる利用者数の減から回復しつつある利用実績も見ながら検討を進めているところでございます。

小学校統合後の跡地利用については、小学校校舎は老朽化が進んでいることから、他の施設への転用が難しいと思いますので、取壊しの方向で考えております。また、体育館と運動場については、当面の間は、その機能を維持しつつ、今後の施設のあり方について地元との協議を進めてまいります。

今後、内海地区の幼稚園・保育所の再編について、新たなこども園の検討を行う中で、小学校跡地が建設候補地になることも踏まえて幅広く検討したいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） 中山のほうは一步進んだということで、これは建て替えになるんですかね。

○議長（谷 康男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 稔君） 9月27日に、私を含め生涯学習課のスタッフで協議を行いました。まず、今現在、体育館が老朽化をして雨漏りもしているところですが、それについての取壊しがあり方方針で出ているのでご理解いただきたいということで、地区の皆様理解を得るのに、10月16日、池田の秋祭りまでに地区の大勢が寄るので、検討してくださいということで、取壊しについては承諾いただいたところでございます。

今後の跡地については、中山の舞台、皆さん、議員さんも来られたと思いますが、落成式があったんですけども、中山の舞台の奈落の底の衣装舞台を、今、この中山では雨漏りはしてるんですけども、かからないように移置しております。希望としては、そのあたりを廃止した後、そういったところの倉庫が建てれないか、あと、芸術関係、瀬戸芸関

係でも観光客がたくさん来てるので、駐車場に全部するのがいいのか、そういったことも含めて、今後、中山地区の皆さんと協議して、要望を取りまとめた上で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） ということは、あと、どうするか分からないのに、潰すんはオーケーという話になったということですね。

○議長（谷 康男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 稔君） 先ほども答えましたとおり、中山については、今、存在はして、中山の舞台の農村歌舞伎の道具も入れておりますが、雨漏りがひどく、体育施設として使用することについては非常に困難な状態まで老朽化が進んでおりますので、地元の方については、廃止するということに理解をしていただいておりますし、あと、中山地区以外の方も、昔、剣道とか、そういったので使用しておりましたが、それについては、イマージュセンターの2階であったりとか、池田体育館であったり、池田小学校体育館、ここで代用できるということで了解を取っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） ありがとうございます。

実は、令和4年12月議会において公民館の役割と利用について質問して、公民館あり方検討会を設置して協議するという回答がありました。あつて、すぐするのかなといったら、今年度、そのような協議が進んでおるようでございますけれども、また、令和5年、去年の9月の決算特別委員会審査において、社会教育施設等の老朽化について、社会教育施設全体のあり方を総合的に検討願いたいという意見を付しておりますけれども、そこも後押しということで、公民館のあり方ということで協議が進んでおるようでございますけれども、恐らく廃止も聞かれると思うて用意しとると思いますが、西村の勤労青少年ホームは廃止で進めるということで、まだ進んでないですね。自治会長に聞きました。2年経過しておりますして、進めるんは進めるというのが町長の方針でありますので、公表されてないですね、実際はね。もうなくなるよというような住民の共有もされてないということだと思いますので、できるだけ早く、やるんやったらやるという形を取るべきかなと思います。

ただ、公民館の絡みがありますので、一遍にはいかないかとは思いますが、できれば、自治会等との協議を早めに、具体的にどうこうするんやというような話をされたほ

うがうまくいくのかなと思っておりますので、それはお願いでございますので、よろしく  
お願いをいたします。私の質問は以上で終わります。

---

○議長（谷 康男君） 13番鍋谷真由美議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は4点について質問をさせていただきます。

1つ目は、訪問介護の充実をということです。

介護保険制度の理念は、介護を社会全体で支えることを目的とした介護の社会化です。  
一人で生活することが困難になったときに必要な支援が訪問介護です。今回、介護報酬の  
改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられました。厚労省は引下げの理由に、  
訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを上げています。これは、ヘルパーが  
効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の平均値を引  
き上げているもので、実態からかけ離れています。

身体介護、生活援助などの訪問介護は、要介護者の在宅での生活を支える上で欠かせな  
いものです。しかし、訪問介護は特に人手不足が深刻で、利用者の求めに答えられていな  
いのではないのでしょうか。長年の給付費抑制策で基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパ  
ーの給与は、常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回りました。ヘルパーの有効求人倍  
率は、2022年度で15.5倍と異常な水準です。

自治体には、住民が安心して介護が受けられる地域づくりが求められます。訪問介護の  
深刻な現状をどのように認識されているのか、町内の実態と今後の見通しについてお尋ね  
いたします。

また、国に対して、訪問介護の報酬を引き下げるなど要請すべきではないのでしょうか。  
さらに、町としても処遇改善の実施をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでし  
ょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員から、訪問介護の充実についてご質問をいただきまし  
た。

本町における介護給付費は、団塊の世代が後期高齢者となる令和6年度から令和8年度  
にピークを迎え、その後は緩やかに減少していくものと見込んでおり、訪問介護サービス  
につきましても、同様に推移するものと考えております。また、訪問介護の現状につきま  
しては、民間事業者のご尽力により、需要に対して十分なサービスが提供されていると認  
識しているところでございます。

このような状況の中、令和6年度介護報酬改定において、訪問介護をはじめとする3つのサービスで基本報酬が引下げとなりました。その要因は、近年の訪問介護サービスの利益率が全介護サービスの平均を大きく上回っていたこと、また、介護職員以外の職種の処遇改善についても配慮したことが挙げられております。

一方で、今回の改定によって基本報酬が引き下げられたサービスについては、職員の賃金体系の整備、経験技能のある職員の配置等による処遇改善加算を拡充しており、単なる引下げではなく、質の高いサービスを提供する事業所は、より高い介護報酬を得ることが可能となる趣旨の改定となっております。

また、町として処遇改善を実施すべきとのご意見でございますが、様々な介護サービスがある中で、訪問介護のみに処遇改善等の支援を行うことは、全サービスの均衡を図る上で適切ではないと考えますことから、まずは、これまで実施してきた介護資格の取得や研修費用の助成事業を継続し、介護従事者のスキルアップを支援することが事業所加算の取得につながり、ひいては利用者への支援につながるものと考えております。

今後も、安定的にサービスを提供していただけるよう、事業者の実情等も伺いながら、様々な機会を通じて適切な報酬の設定について国に対して要望してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 今、町内で、町も含めて、民間も含めて訪問介護サービスを行っている事業所のヘルパーの数とか訪問数とか、そういう具体的なところは分かりますか。

○議長（谷 康男君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（古郷信子君） 町内の訪問介護事業所につきましては、県のほうが指定権者となっております、町のほうに特別な報告はございません。ただ、給付実績に基づいて利用延べ人数のほうを確認したところ、令和4年度の利用者数につきましては延べ2,169人、令和5年度の数字はまだ確定しておりませんが、給付実績自体が伸びておりますので、利用者数についても全体的に伸びているのではないかと考えております。

町内の事業所の従業者数についても、今のところ、こちらのほう、手元に資料は持ち合わせておりませんので、また、後ほど報告させていただきます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） そしたら、今、働いておられるヘルパーの年齢層についても、すぐには分からないですか。町のほうでは分かるんですかね。

○議長（谷 康男君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（古郷信子君） 町内全域の平均年齢等は把握できておりませんが、全国平均で申しますと、大体、各業種の中で最も高い54.4歳、町の直営の介護サービスうちのみのほうに聞いてみますと、常勤ヘルパー4名の平均年齢が57.5歳ということで、町内におきましても、平均年齢自体は高いと考えております。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） そうですね、ヘルパーの年齢が高くて、聞いた話では、もう70代、80代でも、その仕事をされてる方も全国では増えているというふうなことも聞いております。

先ほど町長は、基本報酬を引き下げたけれども、国は処遇改善の加算があると言われたんですけど、これについても、既に加算を受けている事業所は、基本報酬引下げで減収になるだけで、また加算も不十分で、基本報酬引下げ分をカバーできない事業所も出ると予想されております。

介護の社会化の理念に立ち返って、国の責任で介護報酬を抜本的に引き上げるべきだと考えます。介護保険以前の老人福祉も、老人保健制度も100%公費負担でした。介護給付の増が保険料に跳ね返らないように、国庫負担を増額するように、ぜひ国に求めていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 必要に応じて国には要望してまいりたいと思います。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 自宅で生活が困難になったときにヘルパーさんに来てもらえるっていうのは本当に必要なことで、ただ、今の基本報酬の制度では、交通費、その家へ行くまでの時間が報酬に当てはまらないというかな、そういうこともあります。遠いところへ行けば行くほど時間ばかりかかって赤字になると。実態に合っていない、そういう制度についても、ぜひ改善を求めていただきたいし、町内で一人暮らしで困っておられる方もたくさんおられると思います。こちらもいろいろ話を伺いたいと思いますが、実態もつかんでいただけたらと思います。よろしくお願いします。

次の質問に行きます。

給食の安全確保の取り組みについてです。

今年2月に福岡県の小学校の給食で、小学1年生の男児が、食材を喉に詰まらせ亡くなる事故がありました。去年は、保育園でも乳児が食材を喉に詰まらせ窒息する事故が相次

ぎました。

厚生労働省の統計によると、2018年から2022年に食品を喉に詰まらせたことなどにより窒息して死亡した14歳以下は54人に上り、うち9歳以下が49人を占めています。また、過去には、食物アレルギーのアナフィラキシーによる死亡事故などもあり、さらに、給食の異物混入事故のニュースも全国で後を絶たない状況があります。

給食食材の安全性の確保、事故防止の対策についてお尋ねいたします。また、影響が大きいと言われる給食食材の残留農薬検査についてはどのように実施をされているのか、お尋ねします。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 鍋谷議員から、給食の安全確保の取り組みについてご質問をいただきました。

ご承知のとおり、本町の学校給食は、幼稚園、小学校、中学校は給食センターで、内海保育所とこどもセンターはそれぞれの施設で、担当栄養士及び栄養教諭の管理指導の下、調理を行っています。

2月に福岡県の小学校で、ウズラの卵による事故が発生しましたが、これを受けて、直ちに本町の校園所長会に対して、改めて児童・生徒に注意喚起を行うよう指示を行っております。

ご質問の給食食材の安全性の確保と事故防止についてですが、学校給食は、学校給食衛生法に基づいて定められております学校給食衛生管理基準に基づき適切に実施するように求められています。基準項目は、大きく分けて、学校給食施設及び設備の整備及び管理に関する事、調理の過程等における衛生管理に関する事、衛生管理体制に関する事、日常及び臨時の衛生検査に関する事に分類され、それぞれの項目で詳細に設定されていますが、本町においても、この基準に基づいて適切に学校給食を実施しております。

また、児童・生徒に対して、給食指導の中で、ふだんからしっかりかんで食べる、ふざけながら食べないなど食べ方の指導も行っております。

アレルギー対応については、学校給食センターに、県費の栄養教諭に加え、町費の栄養士を配置するなど先進的な取り組みを行っており、食材の選定、調理過程から配膳まで事故が発生しないような体制づくりに努めています。

また、栄養士や調理員、学校職員を対象として、年度当初に開催するアレルギー疾患対応委員会や、夏休みに開催する学校給食関係職員研修会において、食品衛生や、その年に問題となった事例をテーマとして、給食の安全性に対する意識の向上や事故が発生した場

合の対応などについて研修を実施しております。

今後も、事故が起こることがないように、学校、保育現場の先生方と協力しながら安全な学校給食の提供を行うとともに、万が一、事故が発生した際には、速やかに適切な処置ができるよう努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、給食食材の残留農薬検査については、担当課長から説明します。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（古郷 勉君） 食材の残留農薬検査についてご説明いたします。

現在、本町では、食品検査として、食材に有害物質が残存していないかなどを検査する理化学検査と、食中毒菌に汚染されていないかを検査する微生物検査を年1回実施しております。いずれの検査も、専門の検査業者に委託して実施しておりますが、食品の残留農薬の検査につきましては理化学検査項目に含まれており、食材の種類によって検査項目を指定して検査を行っています。

これに加えて、農薬につきましては、香川県が流通段階で食品残留農薬検査を実施しておりますし、出荷段階におきましても、農業者に対して使用できる農薬、使用回数、使用の時期が厳しく指導されておりますことから、本町学校給食の安全性は確保されていると考えておりますが、引き続き食材の衛生管理を徹底してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 本当に事故が起こってからでは遅いので、あらゆる面で注意して対応をお願いしたいと思います。

これまでに本町で、そういう危険なこととか、そういうことがあったということはないですか。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（古郷 勉君） 私の知る限りでは、そういった報告、それから相談とか、そういったことは受けておりませんので、そういう事例はないというふうに認識しております。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） よろしく申し上げます。

次の質問です。

移動手段の確保を早急にとということで、3月議会でもオンデマンド交通の実施を求めて一般質問を行いました。答弁で、本町でも、直ちに実証運行に向けて、運行事業者、四国

運輸局と協議を開始したけれども、車の運行委託料が高額である点が壁となり、循環バスと同様に、1人運ぶのにかかる費用がタクシー料金より高額となる可能性が高く、引き続き事業者との価格交渉を行っていきたいという答弁がありました。

その後の交渉あるいは実態、状況をお尋ねいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員から、移動手段の確保についてご質問をいただきました。

本年3月議会において答弁いたしましたとおり、私が視察した豊明市では、1台1日当たり2万6,400円、各務原市では2万7,720円と、運行委託料が比較的安価でございましたが、本町においてオンデマンド交通を導入する場合、交通事業者からご提案いただいている運行委託料が高額であることが課題であります。

3月議会以降も、機会あるたびに交通事業者との価格交渉を行っておりますけれども、先ほど申し上げた先進自治体とは、まだまだ大きな乖離が生じており、高額となることが見込まれ、持続可能な移動手段の確保は難しい状況にあります。

引き続き交通事業者との価格交渉にも取り組んでまいりますが、オンデマンド交通や有利な補助金も検討しつつ、新たな交通サービスであるライドシェアも視野に入れながら、持続可能で本町に適した公共交通の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 町民の移動手段っていうのは本当に重要な問題だと思います。公共交通の整備を含めて、まちづくりの土台です。住民の移動の権利、交通権の保障で、高齢者が気軽に外出して健康増進になれば医療費が少なくなり、商業、観光なども活性化する、そういう総合的な効果が現れることは当然です。

また、若い人も将来利用することになるわけで、町として、少し費用がかかっても実現させるといふ、そういうお気持ちはないんでしょうか。早急な実施のめどとかはどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員さんのおっしゃるとおり、住民の足の確保というのは大変大事な問題であって、私も就任以来、ありとあらゆる方策を検討し、視察も行き、しておりますけれども、現状では非常に難しい壁がある。というのも、既存事業者との共生と申しますか、あらゆる面で既存事業者と共に成り立つような仕組みにする必要がございます。

す。

当然ながら、ライドシェアもそうでありますので、そこをしっかりと既存事業者にもご納得いただけたところにたどり着くまでが非常に時間がかかるということでございまして、今現在も、会うたびに申し上げておりますけれども、まだまだ納得いただけてないというところでもありますけれども、それはもう、もちろん交渉をやめるわけではなく、今後も続けてまいりまして、どうかでお互いが成り立つような新しい交通の体系をつくりたいというふうには思っておりますし、それについては、鍋谷議員がおっしゃったように、無尽蔵にとはまいりませんが、多少お金がかかってもやりたいというふうには思っております。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 努力していただいているということで、引き続きお願いします。めどが早くつけばいいなと思っております。

最後の質問です。

これも交通問題ですけど、バスの運転手の待遇改善について、これも3月議会でお願ひしました。町のほうも、運転手の賃金アップや休暇の拡大など処遇改善については、慢性的な運転手不足を克服する上でも早急な取り組みが求められておりますと答弁されました。

4月から社長など新たに就任され、体制も整い、取り組みを検討して進めていると思いますが、その後、具体的な状況、改善などあったのでしょうか。運転手の確保には、やっぱり賃金アップ、それから週休を増やすこと、待遇改善、これが不可欠で、悪循環に陥っていると思います。町としても、そのための具体的な支援をするべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員から、バス運転手の待遇改善についてご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、運転手確保は、オリーブバスにとって最大の課題であります。運転手確保のためにも、賃金や休暇など処遇改善を行わなければならないということは認識をしております。

オリーブバスでは、本年3月に代表取締役、4月に専務取締役が就任し、バス運転手の勤務時間や手当の見直し、ハラスメント防止規程の制定など運転手の働きやすい環境づくりを進めております。一方で、2024年問題に対応するため、本年4月から17便の減便を行

い、一日97便の運行を行っておりますけれども、新たな退職者が発生したことから時間外労働が減っていないのも実態であります。

本町では、オリーブバスの減収補填に加え、今年度からバス車両の購入費補助を行いますけれども、運転手の確保のためにも、抜本的な賃金改善や経営改善を行っていかねばならないと考えております。

運転手の確保は一朝一夕に解決できるものでございませんが、持続可能な運行体制を構築するため、最終手段である赤字補填を含め、処遇改善に向けて全面的な支援を行ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、オリーブバスの現状については、担当課長から答弁いたします。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 私からは、オリーブバスの現状についてお答え申し上げます。

オリーブバスでは、新体制の下、社会保険労務士のお力を借りながら、現在、通勤手当、住宅手当の拡大や勤務時間の見直しによる労使協定の締結、ハラスメント防止規程の制定などのルールの明確化と運転手の働きやすい環境づくりを進めてございます。

一方で、2024年問題に対応するため、本年4月から17便の減便を行い、運行しておりますが、新たな退職者も発生しており、依然として月100時間を超える時間外労働を行っている運転手が数名おいでます。こちらは労働基準法に抵触し、直ちに改善する必要があるでございますので、今後も減便しつつ、利用ニーズに応えられるよう、土日・祝日ダイヤの導入や季節便の運行時期の見直し等を行うためのダイヤ改正を早急に進めていきたいと考えてございます。

また、次年度を見据え、抜本的な賃金改善と経営改善を行うべく、運賃の値上げと運転手賃金のベースアップについて、毎月、オリーブバスと2町で検討を行っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 大変な中、いろいろご苦労されていると思います。減便とか賃金値上げとなると、町民への影響も大きいんですけれども、公共交通が持続的にいくように、町としてもぜひ支援をしていただいて、頑張っていただけたらと思います。以上で終わります。

---

○議長（谷 康男君） 4番川井茂議員。

○4番（川井 茂君） 4番川井です。私は今回、また防災について質問をさせていただきます。

3月議会で、防災意識の向上と取り組みについて4点ほど質問させていただきました。ここにおいでの方にも、少し防災意識を再認識していただいたところであります。今回は、もう少し踏み込んで、自主防災組織と地区防災計画について質問をさせていただきます。

南海トラフという単語を頭の片隅に捉えつつ、最近、特に頻発している地震報道が気になるところであります。他の自治体、議会においても、防災への取り組みが急速に進められていると聞きます。前回の質問で問うた減災に大きな役割を担うのは、自助であり、共助であり、公助の連携であるということでもあります。

先般、議員対象の防災をテーマにした研修会で、地域防災を推進し、充実させるために最も必要なものはの質問に、130名中79名、60%の議員が人材育成だと答えています。ちなみに2位が防災設備13%でした。この視点に立つと、町民の防災意識向上には、自主防災組織と各地区の防災リーダーの人材育成が必須であり、並行して地区防災計画の策定が進むことがスタートだと考えます。

まず1点目に、各地区の自主防災組織と各地区防災リーダーの人材育成の現状と今後の取り組みをお尋ねします。

続いて、タブレットにも資料を載せましたが、見ていただきたいと思います。2013年災害対策基本法の改正において、新たに創設された地区防災計画制度ですが、この計画の特徴としては、地域コミュニティ主体のボトムアップ型の計画、地区の特性に応じた計画、また持続的に地域防災力を向上させる計画などが上げられます。

それは、それぞれの地区の特性や想定される災害等に応じて自由に設計することができるということで、地域コミュニティの状況を把握している自主防災組織や自治会等が主体となり、民生委員、消防団員等の協力を受けながら、その地区に最適な計画を作成するというものであります。トップダウン型の地域防災から自治会、コミュニティがつくり上げていくボトムアップ型のそれぞれの地域に適した防災計画をつくり上げていく方向へと変更されてきました。

3月議会での地区防災計画の質問に、答弁で、町内の状況としては、池田の北地地区、上地地区の2か所が計画策定を行っているが、小豆島町地域防災計画への定めまでは行っていない。本町としても、自治会とともに取り組む必要があると答えられました。北地地区、上地地区のように、防災会を主体に防災計画を作成し、防災訓練へと進めている自治

会がありますが、まだまだそれに届かない地区もあります。

2点目の質問ですが、その地区に応じた地区独自の地区防災計画作成を具体的にどのように進めていくのか、お尋ねいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 川井議員から、各地区における防災リーダーの人材育成と地域の実情に応じた地区防災計画の作成について、2点のご質問をいただきました。

議員のおっしゃるとおり、減災の取り組みにおいて大きな役割を担うのは、まずは、自分の命と財産は自分で守るという自助、さらに、近所や地域の方々と助け合う共助にあります。そこに公助がつながることによって効果的な防災・減災活動を図ることが可能となります。

リーダーの人材育成については、防災に限らず、あらゆる取り組みで非常に重要でございます。リーダーは、男性だけでなく女性、若者、いろいろな担い手がおりますし、個人だけではなくグループの場合もあり、その地区の実情に応じた形があってしかるべきだと考えております。防災面に関しては、防災士資格取得者が各地区においてご活躍いただくことが町民の防災意識向上の一助になると考えております。

また、地区防災計画については、北地地区、上地地区においては、地区における共助による防災活動推進の観点から、自発的に防災活動に関する計画を平成26年に作成されております。この取り組みが他地区にも広まっていくことは、地域防災力の底上げにつながり、非常に重要だと考えております。

なお、詳細につきましては、担当課長から答弁をいたします。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 私からは、2点のご質問の詳細についてお答えいたします。

まず、1点目の各地区における防災リーダーの人材育成についてでございます。

本町においては、防災士育成支援事業補助金を平成31年4月に創設しております。これまでコロナ禍での自粛と相まって、申請のない年が多かった補助制度でございますが、防災意識の高まりから、令和3年度と令和5年度に補助金を活用して計7名の防災士資格取得者がおられます。そのうち2名は女性でございます。

今後の目標としましては、これまで防災の取り組みを行っていただいている自主防災組織や自治消防団の活動とともに、新たな防災の担い手として防災士の活躍を期待しているところでございます。

また、公助を担う私たち職員においても、令和2年度から令和4年度に香川大学の協力を得て、係長級職員を対象に実施した危機管理等研修プログラム受講者47名が研修の学びのあかしとして防災士試験を受験し、資格を取得しております。いつ起こるか分からない災害に備えて、庁舎内での継続的な学びも必要と感じております。

次に、2点目の地域の実情に応じた地区防災計画の作成についてでございます。

東日本大震災を契機に、平成25年に災害対策基本法に自助及び共助に関する規定が追加され、一定の地区の居住者や事業者が行う自発的な防災活動に関する計画制度が地区防災計画となっております。

地区防災計画の特徴としては、1つ目に、地区住民の意向が強く反映されるコミュニティ主体のボトムアップ型でございます。2点目、地区の特性や想定される災害に応じたものでございます。3点目として、計画に基づき防災活動を実践し、継続的に地域防災力を向上させるものであるということから、共助の取り組みにおいて非常に有益なものであると考えております。

現状、地区防災計画作成までには至っていませんが、災害時用の連絡網は作成されている地区や防災訓練で活用する地区住民の名簿を作成されている地区は多くございます。計画を作成することは大切ですが、作ることが目的ではございませんので、命を守るための避難行動や活動に関する部分だけの計画を作成し、訓練を通じて育て、必要なことを少しずつ追加していくことでも、十分に価値のある地区防災計画に位置づけられると考えております。

地区防災計画作成につきましては、共助の取り組みであるとともに、町の地域防災力向上の一環でもありますことから、作成に向けた取り組みに対し、アドバイスできる体制構築を検討してまいります。

○議長（谷 康男君） 川井委員。

○4番（川井 茂君） ありがとうございます。

私の質問、ちょっと遠回しになっています。もう少し集約させていただきます。

防災の専門家は、必ず至るところで、こう言います。身の危険を感じたら逃げなさい。屋内であろうと、屋外であろうと、とにかく安全な場所へ逃げましょう。そして、常に逃げる準備をしておきましょうというふうなのがキャッチフレーズです。その中で、今回、私の質問の視野の中には防災訓練というものがあります。

町内33か所自治会の中で半数強が取り組んでいますが、難しいところもあります。取り組んでいないところは、これから取り組めるように、そして取り組んでいるところは、な

お一層改善して取り組んでいく、こういうふうなところのために、防災リーダー、人材育成というのが各地区には欠かせない必要なものとなってくると考えます。また、その訓練には、地区防災計画が必要だと考えます。リーダーと人材と計画、これを進めていくのに、そこでも公助も伴走していただきたいというのが今回のテーマです。

香川県でも、この地区防災計画の作成など自主防災活動活性化を促進するため、令和6年度地区防災計画策定促進事業が進められていると聞きます。また、先般、内閣府防災普及啓発・連携研修で、九州大学の杉山准教授がこういうふうにおっしゃいました。

地区防災計画は、住民の皆様もしくは地域の皆様が進めていくことなので、これは行政の働き、役割ではありませんとおっしゃった方が中にいました。けれども、大事なことは、共助と公助は、実は混ざり合ったものであるということです。共助というからといって、何も行政の職員が全く関わらないことを意味しているのではなくて、実は、一緒に取り組んでいくこと、行政も、地域住民も一緒に取り組んでいくこと、これが、実は共助の大切なポイントです。なので、公助と共助を、そもそも不可分なもの、排他的なものとして考えるのではなくて、お互いに混じり合ったものであるというふうに考えたとき、出てくるのが伴走型という考え方です。地区防災計画を進めていくときに、全部、住民の皆さんにお任せしますと丸投げするのではなくて、一緒にまずはやっていきませんかというふうな視点をつくっていくことが、地区防災計画を進めていく決め手ではないかと思いますというふうに述べられてあります。私も同感であります。

先般、この2地区——上地地区と北地地区、それから迎地地区の総代さんの話を聞きました。そうすると、北地地区で10年ほど前に、皆さん、多分記憶にあるかと思うんですけども、もう綿密な防災計画、防災組織をつくられたKさんという方がおいでました。その方にもお話を何度か伺いました。そしたら、本当にもうびっくりするような資料を見せられました。私の今の現況では到底理解できないような、すごい膨大な内容の計画でありましたが、このKさんがおっしゃるには、もうこの10年前の計画、組織が、今や絵に描いた餅になっていますというような言葉でした。3地区の総代さんも、やっぱり10年前のKさんの、この組織が随分影響されて、今、池田地区のほうにはこれが残存してあるというような内容で私は理解をさせていただきました。

そして、私は、最後にKさんに、こういうふうに問いかけました。Kさん、じゃあ、この後、どういうふうに物事を考えて進めていったらいいですかと言ったら、若い人の力が必要です。ですから、役場の職員に何とか協力をいただきたいというのが本音でございました。私も同感でありました。

いろんなことを役場の職員の皆さんにお願いするのは、本当に恐縮であり、多大な業務の中で負担がかかるなと思いつつ、一つ提案をさせていただきます。役場の職員の方々に、各地区担当のアドバイザーとして、まずは防災訓練を目的とした防災組織、計画作成に力をお貸しいただけないだろうかということでございます。いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 先ほどの再度のご質問に対しまして、地区防災計画作成につきましては、作成に向けた取り組みに対し力添えできる、先ほど防災士の資格を取ったのが47名いると答弁いたしましたけれども、危機管理室の職員もでございます。そのあたりは、今後どういうふうにしていくかというのは検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 川井議員。

○4番（川井 茂君） 職員の皆さん方に負担をかけるような提案で、本当に恐縮しておるんですけれども、まだ皆さん、記憶に新しいと思います。今年の1月2日、羽田空港で自衛隊機と日航機の接触、炎上事故がございました。そして、奇跡的に479名全員が救出され、世界から注目を浴びた事件でございますが、あの事件を見たときに、これは日本航空の従業員、そして当時のCAさん、クルーの皆さん方の共同体への責任意識の強さ、それともう一つは、日頃の訓練の結果が導き出した結果だと思います。

飛行機に搭乗した際、必ず離陸前には、シートベルトやエアジャケット、そして酸素マスク、脱出経路などの確認の訓練があります。飛行機事故は、突発的な自然災害と条件がよく似ており、防災意識の向上、防災訓練の重要性を年初めから改めて感じた事件だと私は認識しております。

今回の各地区担当のアドバイザーの件など、本当に新しい取り組みではございます。大変なエネルギーと決断が不可欠です。町の職員の負担を考慮すると、ちゅうちょするのも当然だと思います。

前に取り上げた研修会で、あなたの市町村議会に防災対策マニュアルがつくられていますか。議会に対しての質問でありました。この質問に、56%の議員が我が市町村議会ではつくっているっていうふうに答えてあります。しかし、残念ながら、我が小豆島町議会にはありません。

この問題は、住民、行政だけではなく……。

○議長（谷 康男君） 川井議員、一般質問ですから、質問は端的に……。

○4番（川井 茂君） 了解いたしました、ありがとうございます。

ですから、行政だけでなく、議員にも協力をいただくステージが必ずあります。先日、総務建設委員長にもお願いをさせていただきました。議会も含め、あらゆる方向から町民の生命と財産を守る防災力アップを進めていただかなければならないと考えております。これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（谷 康男君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は13時とします。

休憩 午後0時00分

再開 午後0時58分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

○議長（谷 康男君） 日程第4、報告第5号専決処分の報告について町長の報告を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 報告第5号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

公用車の接触事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の2ページをお開きください。

報告第5号専決処分の報告についてです。

公用車の接触事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについての報告です。

次のページの専決処分書をお開きください。

令和6年2月28日、小豆島町蒲生甲978番地1地先において発生した公用車の接触事故について、5月25日に和解いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

和解の相手方は町外個人で、項目2の和解の内容については、(1)にありますように、損害賠償金として3万7,400円を支払うことで合意いたしております。なお、賠償金の全額が町村会の保険で賄われております。

事故の概要ですが、職員が住宅密集地の狭い町道のため、注意深く走行しておりました

が、目視を誤り、民家の軒先に接触し、職員の車両一部と相手方の雨どいの一部が損傷したものでございます。以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第5 報告第6号 令和5年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について
○議長（谷 康男君） 次、日程第5、報告第6号令和5年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について町長の報告を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 報告第6号令和5年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

本件は、さきの3月定例会においてご議決をいただきました令和5年度小豆島町一般会計予算の繰越明許費に係る財源内訳等について報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 報告第6号令和5年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

上程議案集の4ページをお開き願います。

本件につきましては、令和6年第1回定例会最終日においてご議決いただきました令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、最終的な繰越額及びその財源内訳を記載した繰越計算書を調製し、ご報告するものでございます。

事業名、翌年度繰越額及びその財源内訳につきましては、5ページから8ページの令和5年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書に記載のとおりでございます。

44事業の翌年度繰越額の合計は、8ページの合計欄に記載のとおり15億4,603万9千円となっております。財源内訳のうち、国庫支出金は17事業で6億2,872万3千円、県支出金は7事業で2,382万4千円、地方債につきましては14事業で6億8,010万円、その他は15事業で1億6,305万3千円となっており、こちらは、主には基金からの繰入金でございます。一般財源は4,997万4千円となっております。

各事業の繰越理由につきましては、第1回定例会にてご説明申し上げたとおりでございますので、説明は省略させていただきます。以上、簡単ではございますが、報告第6号の説明を終わらせていただきます。

○議長（谷 康男君） 以上で報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第6 議案第39号 教育委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（谷 康男君） 次、日程第6、議案第39号教育委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第39号教育委員の任命につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

教育委員会委員のうち、大石雅章氏が令和6年6月30日をもって辞職したい旨の申出がありましたので、教育に対して高い関心と豊富な知識を有しておられます大山修氏を新たに教育委員に任命したいと考えております。つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づく任命に当たり、議会の皆様のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（古郷 勉君） 上程議案集の9ページをお願いいたします。

議案第39号教育委員の任命につき同意を求めることについてご説明いたします。

現在の教育委員会委員であります大石雅章氏が令和6年6月30日をもって辞職したい旨の申出がありました。教育委員会の同意が得られましたので、その後任として大山修氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

大山氏は、住所、小豆島町西村甲1474番地1、生年月日、昭和38年4月14日、現在61歳でございます。

次のページをお開きください。大山氏の略歴です。

昭和62年3月、香川大学教育学部を卒業後、高松市立桜町中学校での講師を経て、昭和63年4月、内海中学校に教諭として採用されています。平成21年4月に宇多津町立宇多津中学校教頭となって以降、香川県教育センター主任指導主事、内海中学校、小豆島中学校の教頭を務められた後、令和2年4月から小豆島中学校校長に就任されて、本年3月に退職されています。

任期は、令和6年7月1日から令和8年6月15日までの前任者の残任任期となります。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第39号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号教育委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第7 議案第40号 小豆島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第7、議案第40号小豆島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第40号小豆島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、児童福祉法第34条の16第2項に基づき、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（古郷 勉君） 議案第40号小豆島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

上程議案集は11ページになります。

この条例は、家庭的保育事業や小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の設備及び運営について規定したもので、現在、この条例に基づいて運営している施設は、小豆島中央病院のあずきっこのみでございます。

今回の改正は、内閣府令であります児童福祉施設の設備及び運営に関する基準と家庭的

保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正になったことに伴い、本条例について所要の改正をするものでございます。

改正内容について、新旧対照表で説明をさせていただきます。

改正後の第6条でございます。本条例に第7条の3が追加されたことに伴う改正でございます。

次のページになります。第7条です。

第7条は、本条例が参酌しています国の基準に児童の安全確保に関する事項を明確に位置づけるため、安全計画の策定を義務づける規定が追加されたことから、本条例についても、安全計画に関する条文を追加するものでございます。

第7条第1項は、安全に関する指導や研修、訓練などに関する事項を記載した安全計画を策定し、これに従い必要な措置を講じることを規定しております。第2項は、安全計画を職員に周知するとともに研修及び訓練を定期的を実施すること、第3項は、保護者に対して計画を周知すること、第4項は、計画を必要に応じて見直すことを規定しております。

次の13ページになります。

第7条の3につきましては、園外保育などの移動のために自動車を運行する場合の幼児の置き去り防止に関する規定を追加するものでございます。

第1項では、乗降の際に、点呼などによって利用乳幼児の所在を確認すること、第2項は、見落とし防止のため、ブザーなどの装置を装備することを規定しております。

次に、第10条は、家庭的保育事業所と他の社会福祉施設を併設する場合の職員の兼職を規定したのですが、改正前の規定は、兼職する場合、幼児の保育に直接従事する者は兼職ができないという規定となっておりましたが、改正後は、その行う保育に支障がない場合に限り兼職ができると改正するものでございます。

次に、第14条は、感染症や中毒症の予防、蔓延防止に必要な措置を明確化するため、研修と訓練を定期的を実施する規定を追加するものでございます。

次に、第25条ですが、これにつきましては、本事業の所管が厚生労働省からこども家庭庁へ移管されたことに伴う改正でございます。

29条・31条・44条・47条の改正は、小規模保育施設事業所、保育所型事業所内保育事業所、小規模型事業所内保育事業所に従事する職員の配置基準を定めた規定で、各事業所とも、満3歳以上4歳未満児の職員の配置基準を、児童20人に対して職員1人としていたものを15人に1人に、満4歳以上児30人に1人としていたものを25人に1人に改正するもの

でございます。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するとしています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第40号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号小豆島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第8 議案第41号 小豆島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第8、議案第41号小豆島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第41号小豆島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、児童福祉法第34条の8の2第2項に基づき、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（古郷 勉君） 議案第41号小豆島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集は18ページになります。

この条例は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について規定したもので、清見福祉協会に運営委託をしている内海放課後児童クラブ、池田放課後児童クラブが、この基準に基づき運営をいたしております。

今回の改正は、内閣府令であります児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正になったことに伴い、本条例について所要の改正をするものでございます。

改正内容について、新旧対照表でご説明申し上げます。

第6条の2は、先ほど家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準と同様に、本条例が参酌している国の基準に児童の安全確保に関する事項を明確に位置づけるため、安全計画の策定を義務づける規定が追加されたことから、本条例につきましても、安全計画に関する条文を追加するものでございます。

第6条の2第1項は、安全指導や研修、訓練などに関する事項を記載した安全計画を策定し、これに従い必要な措置を講じることを規定するものです。第2項は、安全計画を職員に周知するとともに研修及び訓練を定期的を実施すること、第3項は、保護者に対して計画を周知すること、第4項は、計画を必要に応じて見直すことを規定しております。

次に、第6条の3は、事業所外での活動等のために自動車を運行する場合に置き去りがないよう、点呼等によって利用者の所在を確認することを規定しております。

次に、第10条の3は、放課後児童支援員の要件について定めた条文で、要件を拡充するため、これまで都道府県知事が行う研修を受けたものというのが要件でありましたが、これに、政令指定都市や中核市の長が行う研修を修了したものを追加するものでございます。

同項第4号は、有効な教員免許状を取得している者を対象とするための改正、次のページの第10号は、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者で、町長が必要と認めたものを追加するものでございます。

第12条の2は、感染症や災害発生時に利用者支援の提供を継続的に実施するための改正で、第1項では、業務継続計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じるよう努めることを規定するものです。第2項は、職員への周知と定期的な研修、訓練の実施、第3項は、必要に応じて計画を見直しすることを規定しています。

次に、第13条は、感染症及び中毒症の予防、蔓延防止に必要な措置を明確にするための改正で、定期的な研修、訓練を実施するよう努めることを規定しています。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するとしています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第41号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号小豆島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第9 議案第42号 小豆島町防災行政無線施設（同報系）整備工事に係る工事請負契約について

○議長（谷 康男君） 次、日程第9、議案第42号小豆島町防災行政無線施設（同報系）整備工事に係る工事請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第42号小豆島町防災行政無線施設（同報系）整備工事に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、小豆島町防災行政無線施設（同報系）整備工事に係る工事請負契約につきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の22ページをお願いいたします。

議案第42号小豆島町防災行政無線施設（同報系）整備工事に係る工事請負契約についてです。

本工事は、2の契約方法にありますように一般競争入札を行い、2社から応札があったものでございます。5月27日に開札を行い、その結果、3の契約の金額のとおり、税込み10億4,258万円で、4の契約の相手方のとおり、日本無線株式会社四国支店が落札いたし

ました。予定価格が5千万円以上の契約となりますので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページの概要書をご覧ください。

4の工期は、町が指定する日から令和8年3月31日までとしております。

5の工事概要につきましては、町内全域の防災行政無線施設で、詳細については記載のとおりでございます。

6の入札業者につきましては、記載の2社の応札がございました。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第42号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号小豆島町防災行政無線施設（同報系）整備工事に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第10 議案第43号 北条地区更新住宅整備事業第2工区建設工事（主体建築工事）に係る工事請負契約について

日程第11 議案第44号 北条地区更新住宅整備事業第2工区建設工事（電気設備工事）に係る工事請負契約について

日程第12 議案第45号 北条地区更新住宅整備事業第2工区建設工事（機械設備工事）に係る工事請負契約について

○議長（谷 康男君） 次、日程第10、議案第43号から日程第12、議案第45号までの北条地区更新住宅整備事業第2工区建設工事に係る工事請負契約についての3議案は関連する議案でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第43号北条地区更新住宅整備事業第2工区建設工事に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、北条地区更新住宅整備事業に伴う第2工区建設工事の主体建築工事に係る工事請負契約につきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

また、議案第44号及び議案第45号も同様に、同事業に伴う電気設備工事及び機械設備工事に係る工事請負契約につきまして、同法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第10、議案第43号北条地区更新住宅整備事業第2工区建設工事（主体建築工事）に係る工事請負契約についての内容説明を求めます。住まい政策課長。

○住まい政策課長（真砂智規君） 議案第43号北条地区更新住宅整備事業第2工区建設工事（主体建築工事）に係る工事請負契約についてご説明いたします。

上程議案集24ページをお開きください。

提案理由といたしましては、北条地区更新住宅整備事業に伴う第2工区建設工事の主体建築工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、予定価格が5千万円を超えますことから、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条及び地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的は、北条地区更新住宅整備事業に伴う第2工区建設工事に係る主体建築工事のためでございます。2、契約の方法は、一般競争入札による契約。3、契約の金額は3億9,138万円でございます。4、契約の相手方は、香川県高松市上福岡町778番地1の株式会社藤木工務店四国支店、四国支店長川口英樹でございます。

次のページをご覧ください。工事の概要になります。

1から3につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

4、工期ですが、町の指定する日から令和7年3月31日までとしております。

5、工事概要ですが、主要用途は共同住宅、構造及び規模につきましては、敷地面積1,315.54平方メートル、構造はC L Tパネル工法を用いた木造3階建て、建築面積389.47平方メートル、延べ面積884.63平方メートルで、これらの工事に係る建築主体工事になります。

6、入札業者は、記載の2社から応札がございました。

次に、26ページをご覧ください。

建設場所につきましては、付近見取図のとおり、城山会館の北側で、既存改良住宅がある場所でございます。現在、別工事で建物取壊しを行っておりまして、来月には更地となる予定です。

敷地内の施設の配置につきましては、配置図でお示しのとおりでございます。

次に、27ページの1階平面図をご覧ください。

図面左側から1LDKが2部屋、2LDKが1部屋、3LDKが1部屋という構成になっており、2階、3階につきましても1階と同じ構成となっています。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第43号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号北条地区更新住宅整備事業第2工区建設工事（主体建築工事）に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

次、日程第11、議案第44号北条地区更新住宅整備事業第2工区建設工事（電気設備工事）に係る工事請負契約についての内容説明を求めます。住まい政策課長。

○住まい政策課長（真砂智規君） 議案第44号北条地区更新住宅整備事業第2工区建設工事（電気設備工事）に係る工事請負契約についてご説明いたします。

上程議案集28ページをお開きください。

提案理由といたしましては、先ほど説明しました議案第43号と同様に、北条地区更新住宅整備事業に伴う第2工区建設工事の電気設備工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、予定価格が5千万円を超えますことから、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条及び地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

1、契約の目的は、北条地区更新住宅整備事業に伴う第2工区建設工事に係る電気設備

工事のためでございます。２、契約の方法は、指名競争入札による契約。３、契約の金額は6,380万円でございます。４、契約の相手方は、香川県小豆郡小豆島町池田904番地１の井口電気工事株式会社池田支店、支店長井口明義でございます。

次のページをご覧ください。工事の概要になります。

１から３につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

４、工期ですが、町の指定する日から令和７年３月31日までとしております。

５、工事概要ですが、記載工事に係る電気設備工事になります。

６、入札業者は、記載の４社でございます。以上で簡単でございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第44号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号北条地区更新住宅整備事業第２工区建設工事（電気設備工事）に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

次、日程第12、議案第45号北条地区更新住宅整備事業第２工区建設工事（機械設備工事）に係る工事請負契約についての内容説明を求めます。住まい政策課長。

○住まい政策課長（真砂智規君） 議案第45号北条地区更新住宅整備事業第２工区建設工事（機械設備工事）に係る工事請負契約についてご説明いたします。

上程議案集30ページをお開きください。

提案理由といたしましては、先ほど説明しました議案第43号及び44号と同様に、北条地区更新住宅整備事業に伴う第２工区建設工事の機械設備工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、予定価格が５千万円を超えますことから、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条及び地方自治法第96条第１項第５号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的は、北条地区更新住宅整備事業に伴う第2工区建設工事に係る機械設備工事のためでございます。2、契約の方法は、指名競争入札による契約。3、契約の金額は6,798万円でございます。4、契約の相手方は、香川県小豆郡小豆島町蒲野878番地の有限会社田中铁工、代表取締役谷口繁雄でございます。

次のページをご覧ください。工事の概要になります。

1から3につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

4、工期ですが、町の指定する日から令和7年3月31日までとしております。

5、工事概要ですが、記載工事に係る機械設備工事になります。

6、入札業者は、記載の5社でございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第45号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号北条地区更新住宅整備事業第2工区建設工事（機械設備工事）に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第13 議案第46号 坂手港周辺整備工事（外構工事）に係る工事請負契約について

○議長（谷 康男君） 次、日程第13、議案第46号坂手港周辺整備工事（外構工事）に係る工事請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第46号坂手港周辺整備工事（外構工事）に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、坂手港周辺整備工事（外構工事）に係る工事請負契約につきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 上程議案集32ページをお願いいたします。

議案第46号坂手港周辺整備工事（外構工事）に係る工事請負契約についてご説明をいたします。

提案理由といたしましては、坂手港の、この工事の予定価格が5千万円を超えますことから、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条及び地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、坂手港周辺整備工事（外構工事）です。契約の方法は、指名競争入札による契約です。契約の金額です。消費税込みで6,105万円となっております。契約の相手方です。香川県小豆郡小豆島町片城甲44番地210の香川舗道株式会社、代表取締役片山佑介でございます。

33ページをお願いします。工事の概要でございます。

1から3につきましては、先ほど説明したとおりと同じです。

工期ですが、町が指定する日から、本議会の承認日からになりますが、この12月27日までとなっております。

工事の概要です。次、34ページをお願いします。

左が北になりまして、上が山のほうです。下が海になります。真ん中から右下のほうに計画建物って、青で四角いのがあるかと思います。ここが、今建設中の坂手のポートターミナルです。そのすぐ上に横長に右から左に図示してあるのが、車がジャンボに乗る道路でございます。ということで、右側にジャンボフェリーが着くような図面の位置関係になります。

今回の外構工事ですが、今の車が2階における施設から上の駐車場の再整備と、その上、ジャンボフェリーに乗る車の待機レーンの再整備、それから、当然、今のポートターミナル周辺の整備と、左側に身障者関係の駐車場がありますが、この辺の整備と、一番下、海側ですね、スター・アングーとか石のモニュメントがあるかと思うんですが、その辺の再整備ということになってます。工事につきましては、土工をはじめ、排水構造物とか集水ますとかインターロッキングなどとなっております。

すいません、33ページへお戻りください。

今回の指名競争入札ですが、ご覧の11社を指名して入札を行いました。以上、簡単です

が、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第46号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号坂手港周辺整備工事（外構工事）に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第14 議案第47号 小豆島町過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第14、議案第47号小豆島町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第47号小豆島町過疎地域持続的発展計画の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、財政上の特別措置を受けるため、過疎地域持続的発展計画を変更するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第47号小豆島町過疎地域持続的発展計画の変更についてご説明申し上げます。

過疎地域持続的発展計画につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和7年度までの5か年の計画を策定し、令和3年9月定例会でご議決をいただいております。

今回、この計画に追加、変更が生じたので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項で準用する同条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

上程議案集の37ページをお開き願います。

今回の計画変更につきましては、内海地区の小学校再編に当たり、整備方針と安全で快適な学習環境の提供を追加したものでございます。

38ページでは、校舎、屋内運動場、屋外運動場、水泳プールにつきまして、内海地区統合小学校整備事業をそれぞれ追加し、過疎対策事業債の活用を可能にするものでございます。以上、簡単ではございますが、過疎地域持続的発展計画の変更についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第47号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号小豆島町過疎地域持続的発展計画の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第48号 小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第15、議案第48号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第48号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、財政上の特別措置等を受けるため、辺地総合整備計画の策定及び変更を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第48号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更についてご説明申し上げます。

上程議案集の39ページをお開き願います。

本件につきましては、小豆島町における辺地を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本町では、町内全域が辺地の対象となっておりますが、辺地総合整備計画につきましては、旧村単位または字単位で19辺地に区分しております。本定例会では、公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置であります辺地対策事業債を借り入れるために、三都辺地において新たに計画を策定し、二生辺地の計画を変更するものでございます。

それでは、辺地計画ごとに内容をご説明申し上げます。

41ページをお開き願います。

ページ下の表3、公共施設の整備計画に記載のとおり、中山間地域総合整備事業を計画するものでございます。中山間地域総合整備事業につきましては池田辺地に一括しており、令和6年第1回定例会においてご議決を賜ったところですが、集落排水対策として蒲野水門改修工事の実施に伴い、三都辺地についても辺地計画を作成するものでございます。

次に、44ページをお開き願います。二生辺地の計画変更でございます。

二面分団の消防積載車1台を更新するに当たり、表の一番下になります地域消防力強化事業を追加し、事業費、辺地対策事業債の予定額を1,100万円に定めるものでございます。以上、簡単ではございますが、辺地総合整備計画の策定及び変更につきましてのご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第48号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更については原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第16 議案第49号 令和6年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）

○議長（谷 康男君） 次、日程第16、議案第49号令和6年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第49号令和6年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いします額は3億4,732万6千円でございます。

補正の内容といたしましては、総務費1億6,482万円、民生費24万2千円、衛生費1,447万5千円、農林水産業費42万5千円、商工費1億3,405万1千円、消防費1,380万円、教育費1,951万3千円となっております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第49号令和6年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の45ページをお開き願います。

第1条は歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億4,732万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ116億7,836万5千円とするものでございます。

第2条は地方債の補正であります。

48ページの地方債補正をご覧ください。消防施設整備事業の財源として、限度額を1,100万円にするものでございます。

本事業につきましては、先ほど辺地総合整備計画の変更議案で申し上げたとおり、二面分団の消防積載車を更新するに当たり、辺地対策事業債を活用するものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の令和6年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）説明書の6ページ・7ページをお願いいたします。6ページ・7ページでございます。

今回の補正予算では、住民税の定額減税が含まれておりますので、定額減税に関連する歳入の補正予算を初めにご説明し、その他の歳入予算につきましては、歳出予算の財源内訳としてご説明申し上げます。

1 款町税、1 項 1 目個人分、1 節現年課税分、マイナス4,963万9千円につきまして

は、賃金上昇が物価高に追いついていない社会経済情勢の中で国民負担を緩和するため、物価高騰対策として所得税 3 万円、住民税 1 万円の定額減税が 6 月に開始されます。定額減税のうち、町財政に影響がある個人所得割分、件数でいいますと 5,885 件、4,963 万 9 千円につきまして減額補正するとともに、減収の補填措置として、その下の行、個人住民税減収補填特例交付金 4,963 万 9 千円が交付される見込みであることから追加計上するものでございます。

なお、定額減税につきましては、税の扶養親族数に応じて減税額が加算される仕組みとなっており、町税で申し上げますと、本人基礎額が 6 千円で、扶養親族数に応じて 6 千円が加算されることになります。

続きまして、10 ページ・11 ページをお願いいたします。

2 款総務費、1 項 13 目防災諸費、16 節公有財産購入費 135 万円につきましては、池田地区の備蓄倉庫を新たに整備するため、香川県農協が所有しております室生地区の集荷場跡地を購入する予算を計上したものでございます。

具体的な場所につきましては、現在の室生分団消防屯所の横になりまして、土地の大きさは 124.90 平米、購入の平米単価は 1 万 807 円を予定しており、財源はふるさとづくり基金でございます。

次に、19 目移住定住推進費、18 節負担金補助及び交付金 199 万 6 千円につきましては、一般財団法人地域活性化センターの移住・定住・交流推進支援事業制度を活用し、NPO 法人トティエが実施する空き家の掘り起こしや有効活用をはじめ、情報発信、関係事業者とのネットワーク形成事業に対し補助する予算を計上したもので、財源は地域活性化センターの助成金であります。

次に、23 目定額減税等一体支援給付金事業費、18 節負担金補助及び交付金、説明欄 1、定額減税補足給付金 1 億 955 万円につきましては、先ほどご説明しました定額減税について、その恩恵が十分に受けられない方、平たく申し上げれば、減税し切れない低所得者の方に対し補足給付を行うための予算を計上したものでございます。

具体的に申し上げますと、定額減税可能額が所得税及び個人住民税を上回る場合に給付される仕組みとなっており、給付金は万円単位に切り上げることとなっております。なお、対象件数につきましては 2,700 件を想定してございます。

次に、説明欄 2、令和 6 年度非課税化世帯給付金 2,880 万円と説明欄 3、令和 6 年度均等割のみ課税化世帯給付金 1,030 万円につきましては、令和 6 年度の住民税が新たに非課税となる世帯もしくは均等割のみ課税になる世帯に対し、1 世帯当たり 10 万円を給付する

予算を計上したもので、対象世帯数は391世帯を見込んでございます。

なお、令和5年度の住民税が非課税もしくは均等割のみ課税であった世帯は既に給付されていることから、今回は対象外となります。

次に、説明欄4、低所得世帯物価高騰対応こども加算給付金295万円につきましては、先ほどの説明欄2及び説明欄3の給付金が対象となる世帯に18歳以下の子供がいる場合に、1人につき5万円を給付するもので、対象者数は59人を見込んでございます。

なお、1節報酬100万円から13節使用料及び賃借料26万4千円につきましては、これまで説明した給付金を給付するための事務費を計上したもので、本目の財源は全て物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

次に、3款民生費、1項7目社会福祉施設費、12節委託料24万2千円につきましては、城山会館の外壁改修事業に向けてアスベストの含有調査を委託するもので、財源は一般財源でございます。

次に、4款衛生費、1項4目環境保全費、12節委託料1,353万円につきましては、太陽光発電など再生可能エネルギーの地産地消を進めるに当たり、事業実現可能性等を調査研究するためエネルギーマスタープランの策定を委託するもので、財源は、3分の2が総務省の補助金、残りがふるさとづくり基金でございます。

次に、ページをめくっていただきまして、2項2目塵芥処理費、12節委託料94万5千円につきましては、吉野廃棄物埋立処分地の廃止に向けて、年2回、原水の水質検査が必要となることから検査委託料を計上したもので、財源は一般財源でございます。

次に、6款農林水産業費、1項9目オリーブ生産費、18節負担金補助及び交付金10万6千円につきましては、オリーブ産業のさらなる振興を図るため、県の補助制度を活用し、オリーブ生産事業者1社に対し、点滴かん水施設の整備費を補助するものでございます。

具体的には、かん水用のチューブを池田と西村のオリーブ農園にそれぞれ敷設するもので、トータルの延長は1,100メートルを予定しており、財源は県補助金でございます。

次に、3項水産業費、1目水産業振興費、18節負担金補助及び交付金31万9千円につきましては、吉田漁港の漁船上架施設において、船台ごまが老朽化していることから交換する費用を補助するもので、財源はふるさとづくり基金であります。

次に、7款商工費、1項2目商工業振興費、18節負担金補助及び交付金1億1千万円は、総務省の地域経済循環創造事業補助金、いわゆるローカル10000プロジェクトの相談件数が、当初予算に計上していた2件から8件へと大幅に増加しており、そのうち1件は、総務省からの内示をいただいたところでございます。このため、新たなビジネスの立

ち上げを応援し、産業の振興を図るため、迅速な対応が求められることから、6件分程度の補正予算をお願いするものであり、財源は、3分の2が総務省からの国庫補助金、3分の1が一般財源ではございますが、町負担の一般財源のうち、2分の1が特別交付税で措置される予定でございます。

次に、3目観光費、18節負担金補助及び交付金150万円は、持続可能な観光地の確立に向けてグリーン・デスティネーションズアワードに小豆島観光協会が申請し、ブロンズ賞以上の獲得を目指すため、申請に必要な伴走支援費、入会費等について土庄町と同額を負担する予算をお願いするもので、財源はふるさとづくり基金であります。

次に、4目観光施設費、12節委託料261万1千円と14節工事請負費1,994万円は、大阪・関西万博、瀬戸内国際芸術祭2025に向けて、小豆島オリーブ公園の魅力向上等、稼ぐ力を高めるため、現在の大研修室を売店へと改修し、島の特産品販売の強化を目指す予算であり、改修に必要な設計監理委託料と改修工事費を計上したものでございます。

なお、財源は小豆島オリーブ公園整備運営基金でございます。

次に、9款消防費、1項2目非常備消防費、10節需用費155万2千円、12節委託料54万8千円、13節使用料及び賃借料70万円につきましては、消防庁の消防団の力向上モデル事業に応募したところ、満額となる500万円の採択を受けたことから、当初予算でご議決を賜っておりますドローンの操作研修費用に加え、キッズヘルメットの購入、災害時の煙が疑似体験できる煙体験ハウスを使用した講習会の開催委託料、消防団員ドローン操作訓練用の器材借り上げ料をそれぞれ計上したもので、財源は全て国庫支出金でございます。

次に、ページをめくっていただき、3目消防施設費、17節備品購入費1,100万円につきましては、地方債補正でご説明したとおり、二面分団の積載車1台を予算化したもので、財源は辺地対策事業債でございます。

次に、10款教育費、1項3目学校建設費、8節旅費5万6千円、10節需用費、説明欄1、消耗品費3万7千円につきましては、教育施設の再編に向けて教育施設課を新設したことにより必要となる事務費を計上したもので、説明欄2、修繕料132万円につきましては、小豆島高校跡地のウバメガシの生け垣が道路にはみ出していることから、剪定作業等を実施する予算をお願いするもので、財源はふるさとづくり基金と一般財源でございます。

次に、2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費17万4千円は、星城小学校と安田小学校の遊具が老朽化により危険な状態になっていることから撤去する予算を計上したもので、財源はふるさとづくり基金でございます。

次に、2目教育振興費、10節需用費116万6千円は、4年に一度の教科書改訂に伴う教師用指導書の必要数が今回確定したことにより不足する予算の追加をお願いするもので、財源はふるさとづくり基金でございます。

また、18節負担金補助及び交付金20万円は、星城小学校がICT教育の推進に向けて県教委から実践校としての指定を受け、デジタルを活用した主体的な学びを推進するために必要となる教材費補助の予算を計上したもので、財源は県支出金でございます。

次に、3項中学校費、1目学校管理費、8節旅費36万円、10節需用費、説明欄1、消耗品費1万円、11節役務費、1万円につきましては、現在のALTが7月末で退任し、8月から新規のALTを採用するため、アメリカからの渡航費、生活用品費、荷物の送料をそれぞれ計上したもので、財源は一般財源でございます。

また、10節需用費、説明欄2、修繕料1,518万円は、小豆島中学校体育館の雨どいが劣化により亀裂が発生し、雨漏りしていることから、屋内に設置している雨どいを全て撤去し、屋外に新設する予算をお願いするもので、財源はふるさとづくり基金でございます。

最後に、5項社会教育費、3目図書館費、24節積立金100万円は、図書館の図書充実に向けて寄付があったことから、ふるさとづくり基金へ積立てし、今後の図書整備の財源として活用しようとするもので、財源は寄付金でございます。以上、議案第49号令和6年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 13ページのオリーブ公園の売店の改修ですけど、具体的にはどうするのか。もうお部屋がなくなるということになるんですか。

○議長（谷 康男君） オリーブ課長。

○オリーブ課長（平野明子君） 現在の売店が少し小さいというところで、今現在、大研修室を改修しまして、そちらを売店にする予定です。

大研修室は、現在、利用率が年間30件もいかない程度であります。それも、オリーブ課の事業が結構メインで使わせていただいております、その研修室はなくなるんですけれども、またサン・オリーブにホールもございますし、あと、下の会議室もございますので、今、研修室を使っている方には、そちらのほうのご利用をお願いする予定であります。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 売店が2か所になるということですか。

○議長（谷 康男君） オリーブ課長。

○オリーブ課長（平野明子君） 言葉足らずで申し訳ありません。現在の売店のほうは、大研修室の売店が出来上がりましたら、そちらのほうは、今後、体験指導室か何か別のものに利用を変更しようと予定をしております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第49号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号令和6年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第17 閉会中の継続調査の申し出について

日程第18 閉会中の継続調査の申し出について

日程第19 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（谷 康男君） 次、日程第17から日程第19、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、日程第17から日程第19を一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり閉会中

の継続調査に付することに決定されました。

以上で本日の日程は終了しました。

これをもちまして令和6年第2回小豆島町議会定例会を閉会します。

長時間にわたりご苦労さまでした。

閉会 午後2時02分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員